

2023 たいせつ農業協同組合 ディスクロージャー誌



2022年（令和4年）2月1日

2023年（令和5年）1月31日



J A 綱 領

わたしたち J A のめざすもの



わたしたち J A の組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

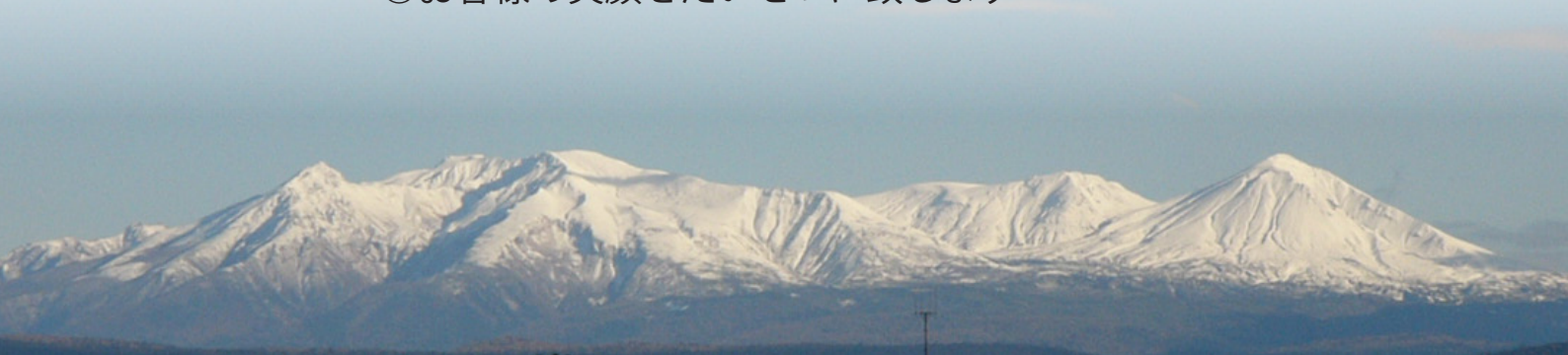
わたしたちは

1. 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
1. 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
1. J A への積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
1. 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、J A を健全に経営し信頼を高めよう。
1. 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう

～ 組合員と共に歩む農協の誓い ～

「たいせつ」の心は

- ◎人を組織をたいせつに致します
- ◎ものを農畜産物を施設をたいせつに致します
- ◎環境を安全・安心をたいせつに致します
- ◎大雪山の清流に育まれた大地をたいせつに致します
- ◎お客様の笑顔をたいせつに致します



2023たいせつ農業協同組合 ディスクロージャー誌

I N D E X



1. 経営基本方針・基本理念	2
2. JAグループ	4
3. 事業継続計画（BCP）	5
4. 主要な業務の内容	6
5. 経営の組織	10
6. 事務所の名称及び所在地	13
7. 概要編 CSR・法令遵守	
社会的責任と地域貢献活動	16
リスク管理の状況	18
コンプライアンス	20
自己資本の状況	26
8. 開示編 単体財務データ	
事業の概況	28
直近の2事業年度における財産の状況	32
直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指数	56
9. 開示編 信用事業データ	
信用事業の考え方	58
信用事業に関する指標	59
貸出金残高・債権残高	62
有価証券等の時価情報	67
貸倒引当金	70
信用事業以外の事業の実績	71
10. 開示編 自己資本データ	
自己資本の充実の状況	76
信用リスク	79
金利リスク	84
11. 開示編 連結財務データ	
連結事業概況	88
連結財務状況（連結B/S・連結P/L・C/F計算書・注記表）	89
連結自己資本の充実の状況	110
12. 資料編 報告資料	
役員等の報酬体系	114
財務諸表の正確性等にかかる確認	116
沿革〔トピックス〕	117
ディスクロージャー誌の記載項目〔開示根拠法令〕について	118

2023たいせつ農業協同組合 ディスクロージャー誌

TOP MESSAGE

皆さまには平素より格別のお引き立てをいただき、誠にありがとうございます。

朝日昇る、大雪山連峰に抱かれし上川盆地の中央に位置し、2003年2月1日、東鷹栖農業協同組合（旭川市）・鷹栖農業協同組合（鷹栖町）2農協が合併をして「たいせつ農業協同組合」が誕生いたしました。

「たいせつ農業協同組合」地域の気象特徴は、夏は30℃を超える暑い日があり、冬には氷点下30℃以下の寒い日もある寒暖差の大きい典型的な内陸性気候の地域です。この条件下で生産される農畜産物は非常に引き締まったおいしいものが生産されると言われています。大雪山連峰を源流とする石狩川を流れる水と大地で、およそ30万俵のお米の生産を柱として、野菜・畜産物にも積極的に取り組み、また、「たいせつ農業協同組合」地域は全国的ヒット加工商品トマトジュース「オオカミの桃」の原料生産地でもあります。

米生産においても、より均一な品質向上に向けてライスセンター増強工事が平成29年3月に完了し、集荷能力の向上、より品質の高い農産物の調整が期待できます。今後も施設調整のメリットを最大限生かし、組合員の所得向上に寄与してまいります。

この冊子により組合員および地域の皆様に地域金融機関の当JAをご理解いただき、今後も安全・安心と共に環境を"たいせつ"にする農業・農協づくりに努め、消費者・利用者・生産者を"たいせつ"にして農村と都市の共生の大地をめざし役職員一同総力を上げ努力をしてまいりますので、今後も安心して当JAをご利用いただくとともに、より一層のご愛顧をお願い申し上げます。



代表理事組合長 相澤 峰基

基本理念

1. 恵まれた生産基盤を最大限に生かした、魅力ある地域農業振興の実践
2. JAの日常業務推進活動を通じて、組織機能の強化・組合員の所得向上
3. 組合員・地域の皆様に信頼される合理的経営管理・自己責任経営体制の確立

当JAの考え方

私たちは、農業協同組合の今日的役割を以下のように考えております。

■安全・安心な国産農産物の安定的な提供

食料の安全保障は、時代を問わず、経済・社会安定の基礎です。飽食の時代といわれる現在、JAは、不測の事態における安定供給のインフラとなり得る組織・事業基盤・ノウハウを維持しつつ、生産履歴管理や国際規格等への対応などの今日的な刷新を行い、安全・安心という消費者ニーズに対応した国産農産物の提供を通じて食糧自給率の向上につとめます。



■地域農業の下支えとしての役割を發揮

「農」は国の礎であり、「土地」は輸出・輸入が不可能な公共財です。土地と水、農的環境は、農業生産が持つ多面的機能を發揮するために不可欠なものであり、JAは、行政とも連携しながら、農業の担い手の支援・育成と農地の有効活用・保全に積極的な役割を發揮していきます。

■地域社会に支持される協同活動の展開

JAは、「ひと」の結びつきを基礎として、「地域社会への貢献」を組織原則とする地域密着の「コミュニティ型事業体」です。地域の結びつきが薄れるなかにあって、JAを核とした、医療や健康管理活動、高齢者福祉などの地域活動への取組み、また協同活動を通じた各種のボランティアなど、地域の「公共的な組織」としての役割を果し、その持続的発展に貢献します。また、平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震において、鷹栖給油所では住民拠点SSとして自家発電機を利用し地域住民皆様のライフラインの一助として可能な限り燃料供給することができました。



■農的価値の提供

JAは、グリーン・ツーリズムの実施や、学童農園の開設・支援、「食農教育」への参画など、地域の内発的取組みと都市との交流の要としての役割を發揮します。「心の豊かさ」を求める国民に、「ゆとり」「やすらぎ」など、農的価値を提供します。

■国民経済に果たすJAの役割

JAは、その活動を通じて、同時に地域の雇用を創出し、社会的な安定に寄与するという重要な国民経済的貢献を行っています。JAの事業・活動による直接、間接の波及効果（産業連関）は、はかりしれません。近年の激変する経営環境に対応し、「農業者の経済的・社会的地位の向上と国民経済の発展に寄与する」活動をさらに強化するためには、健全経営の確保が不可欠であり、JAグループと一体となって推し進めています。



■組合員と消費者の満足度向上

JAは日常生活のあらゆる場面に密着した事業を営んでいます。各種商品やサービスが多様化・高度化するなかで、利用者のニーズは安全、安心でかつ健康志向になってきており、またゆとりを重視する傾向が見られます。

当JAは、JAが提供するサービスの質を高め、組合員と消費者のニーズに応えた、真心のこもった商品・サービスの提供に努めます。



信用事業・経済事業・共済事業・厚生事業・指導事業など
皆様の暮らしに直結したさまざまな事業を通して地域社会
への貢献を進めています。



「協同活動でつくる持続可能な農業と豊かな地域社会」

本道農業の使命は、わが国の食料基地として、安全・安心な農畜産物を生産し、安定的に消費者に提供することであり、そのためには、食料自給力（国内農業の食料供給力）の強化を図り、農業生産額の増大に取り組む必要があります。よって、JAグループ北海道は、農業がわが国の重要な産業として位置づけられ、**持続可能な北海道農業が実現**されるよう”担い手の確保・育成”と農業者が意欲をもって農業生産に取り組める”農業所得の拡大”に向けて国民的理解のもとに取り組めます。

また、JAは、地域の一員として、地域農業を振興し、担い手（農家組合員）の農業生産活動（営農と生活）を支援することはもちろんのこと、JAの行う事業等を通じて地域におけるライフラインの一翼を担うとともに、地域住民や消費者と生産者が交流する”場”の提供や”食”と”農”を起点とした様々な協同活動（農家組合員と地域住民や消費者がいっしょに取り組んでいく活動）を支援することにより、**豊かな地域社会**（暮らしやすく、そこに住んでいてよかったと思える地域社会）の実現をめざします。

■事業継続計画（BCP）における基本方針

たいせつ農業協同組合は、北海道のかけがえのない自然の恵みによって支えられ今日を迎える事が出来ており、自然には敬意と感謝しなければなりません。しかし、自然は時として大きな牙を向け私達の生命や生活を阻止するべく向かって参ります。

私達は、その様な災害時でも組合員と利用者の営農と生活、国民への農産物の安定供給を守るべく事業継続を行うことに最大限努め、以下に定める基本方針に基づき行動することをここに宣言致します。

●人命保護を最優先にします。

当JAは、災害時において組合員、地域住民、役職員の安全を最優先に行動します。

●二次災害の防止に努めます。

当JAは、災害による二次的な被害が拡大しないよう、最大限の努力を行います。

●備蓄の確保や訓練を徹底し、事前の備えに努めます。

当JAは、災害時に必要な設備、物資を備え、役職員が適切に行動するために権限を明確にし、組合の定める事業継続計画に則って行動できるよう訓練や周知を徹底し「災害に強い」JAを作ります。

●重要な業務を継続し、社会的責任（CSR）を果たすよう努めます。

当JAは、災害時における社会的責任を果たすため、利害関係者・地域住民・周辺自治体と連携し、災害時にも継続すべき業務を遂行できるよう事業継続計画を定めます。

■災害時に継続する重要業務

危機管理（クライシスマネジメント）の緊急事態計画（コンティンジェンシープラン）とともに、「継続業務選定基準」において各業務の評価及び区分を行ない、継続業務については、目標復旧レベル（RLO）及び目標復旧時間（RTO）を設定し、リスクシナリオの中で、業務復旧のイメージが浮かびやすくし、平常時より手法・手段の取り決めを行い、目標を定めております。

●信用事業（抜粋） 区分A（災害時に第1位で継続する優先業務）

大分類	サービス内容	大地震が発生した場合	新型インフルエンザが発生した場合
貯金業務	当座性	<目標復旧レベル> ・払出・入金 <目標復旧時間> ・当日中	<目標復旧レベル> 同左 (最後まで継続)
	定期性貯金	<目標復旧レベル> ・払出(解約含む) <目標復旧時間> ・当日中	<目標復旧レベル> 同左 (最後まで継続)
	事故届の受付	<目標復旧レベル> ・通帳・カード印鑑紛失届 <目標復旧時間> ・当日中	<目標復旧レベル> 同左 (最後まで継続)
	口座振替	<目標復旧レベル> ・引受済分 <目標復旧時間> ・当日中	<目標復旧レベル> 同左 (最後まで継続)
為替業務	仕向為替	<目標復旧レベル> ・引受済分⇒処理 <目標復旧時間> ・当日中	<目標復旧レベル> 同左 (最後まで継続)
	被仕向為替	<目標復旧レベル> ・着金・入金処理 <目標復旧時間> ・当日中	<目標復旧レベル> 同左 (最後まで継続)

主要な業務の内容

■貯金業務

組合員はもちろん地域住民の皆様や事業主の皆様からの貯金をお預かりしています。

総合口座（普通貯金）・貯蓄貯金・定期積金・定期貯金（スーパー定期）を始めとして各種貯金を目的、期日、金額に応じてご利用いただいております。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

貯金商品のご案内



JAネットバンク

登録完了までの手順がより簡単になりました！
手軽に便利に残高確認ができ、自宅や外出先で振込や税金・公共料金払込等が可能です。

いつでもつながる、JAバンク。

- スマホで簡単にお申し込み
- PC・スマホから残高確認
- 簡単にお申し込み

JAカード

JAカードは、全てICチップを搭載した、JAが提供する「JAならではの」クレジットカードです。
多彩なサービスを是非ご利用ください。

JAカードご入会サマズプレゼント
JAカードご入会＆ご利用で
最大12,000円相当
ポイントプレゼント!

ご利用金額	プレゼントポイント
2,000円以上	200ポイント
5,000円以上	500ポイント
10,000円以上	1,000ポイント
20,000円以上	2,000ポイント
30,000円以上	3,000ポイント
50,000円以上	5,000ポイント
100,000円以上	10,000ポイント

おトクな特典がたくさん! JAカードのご利用でいつでもおトク!

- 5%割引
- 2円割引
- +2%還元

年金受取

豊かなセカンドライフ実現をお手伝いのため、「簡単・便利・安心・身近」なJAバンクは、皆様のゆとりある生活を応援します。

より便利に、より安心に
JAバンクの年金受取りサービス

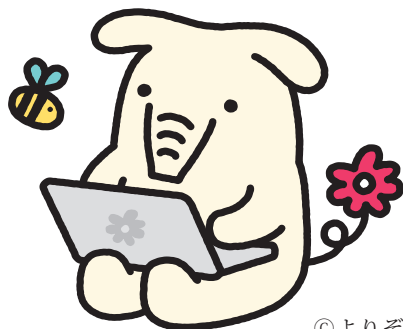
JAバンクなら3ステップでらくらくお申し込み!

年金のお手続きに関してJAがお手伝いします!

ご予約 新規申込 指定替え その他

身近で安心なんでも相談

より暮らしクラブ 北海道



©よりぞう

■貸出業務

組合員への融資を始め、地域住民の皆様の暮らしや、農業者・事業者のみなさまの事業に必要な資金をご融資しております。

また、地方公共団体・農業関連産業などへも貸出し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。

さらに、住宅金融支援機構・株式会社日本政策金融公庫等をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付・個人向けローンのお取扱いもしております。

ローン商品のご案内

最初の一步は小さくても



住宅ローン

マイホームは、多くの人にとって一生に何度も無い大きな買い物です。JAの住宅ローンは、マイホームのご新築・ご購入・増改築、住宅ローンのお借換えなどにお役に立ちます。



その夢をかなえるため



マイカーローン

JAの「マイカーローン」は自動車・バイクのメンテナンスまで、幅広くご利用いただけます。家族の笑顔のために、カーライフをさらに充実させて下さい。



私どもにお手伝い
させていただきます



教育ローン

JAの「教育ローン」は、教育のさまざまな資金にお役立ていただけます。学校へ納める費用だけでなく、アパート費用まで幅広くご利用いただけます。



※ JAでは、お客様のニーズにお答えできるよう各種ローン商品を取り揃えておりますので、お気軽に窓口にお問い合わせください。

※ ローンのご利用にあたっては、保証会社等の審査がございます。

※ 所定の出資金が必要な場合があります。

※ 融資商品につきましては、ご契約上の規定・金利変動ルールなど、店頭でお尋ねいただくなど、よくご確認の上ご利用下さい。



主要な業務の内容

■為替業務

全国のJA、各都道府県信連の約6,801に及ぶ店舗をはじめ、全国の銀行、信用金庫等の各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも送金や小切手等取り立てが、安全、確実、迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

●内国為替の取扱手数料

※令和4年4月1日現在

種類	JA系統 他店宛	JA系統外 金融機関宛	自店・本支所間
振替・振込手数料			
窓 5万円未満	220円/1件	660円/1件	110円/1件
口 5万円以上	440円/1件	880円/1件	330円/1件
A 5万円未満	220円/1件	385円/1件	無料
T 5万円以上	440円/1件	550円/1件	無料
代金取立手数料			
普通扱い	660円/1通	660円/1通	—
至急扱い	880円/1通	880円/1通	—

※上記手数料には消費税（10%）が含まれております。なお、視覚障害等によりご自身でATMのご利用が困難で窓口を利用する場合は、ATMの手数料でご利用になれます。

■共済事業



JA共済は、JAが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

JA共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

終身共済

もしものときには、さまざまな費用が必要となるのをご存知ですか？
JAの終身共済なら、もしものときのさまざまな費用にしっかり備えることができます。



養老生命共済

いざというときのための準備は出来ていますか？
万一の保証と貯蓄の楽しみに医療の手厚い備え。確かな安心と将来の喜びをお求めになる方におすすめです。



こども共済

お子様の輝く未来と、一生の安心のために、医療共済とのセットで、安心も倍増です。
お子様へ、より確かな未来をプレゼントしませんか。



建物更生共済

「建物更生共済むてき」なら、ひとつの共済で、火災や台風だけでなく、地震にも、ケガにも、しっかり備えることができます。掛け捨てではありません。保障期間終了時に満期共済金をお支払いたします。



■ 厚生事業

厚生事業は、組合員および家族の健康を維持するための事業であり、その内容は、健康管理活動（予防活動）と病気の治療活動に分けられます。

健康管理活動は、組合員および家族自身が健康に対する認識・意欲を高めていただくための健康教育活動と、病気の早期発見・早期治療を目的とした健康診断（巡回ドック他）活動が、車の両輪のように実施されております。

治療活動は、各JAが協同の力で連合会病院（旭川厚生病院他）を設置し、組合員や家族および地域住民は、病院を通じて医療サービスを受けることが出来ます。

■ 営農指導事業

営農指導事業活動は、JA事業の原点とも言える最も重要な事業です。

その内容は、「営農及び技術改善指導」「生活改善事業」「教育情報活動」「組織農政活動」の大きく4つの柱からなり、この活動費用の一部は正組合員からの賦課金でまかなわれるほかは、全てJAの収益によってまかなわれます。

直接的にはJAに経済的利益をもたらしません、他の主要事業と結合して強化推進の役割を担うと共に、組合員の協同活動の促進に極めて重要な役割を果たしています。

組合員の営農活動がより合理的・効率的に行われるよう、営農技術（消費者の皆様が安心して食べることの出来る農畜産物の生産・供給することを最重点課題として指導しております）・経営改善指導を行うとともに、地域における農業生産力の維持・拡大を通じて、地域社会の発展に貢献するJAの要の事業です。



■ 経済事業

・ 販売業務

組合員の生産した農畜産物の集出荷、選別、販売などを担い、組合員がより高い農業所得を確保することを目的として、JAが組合員に代わり一元集荷を行い、共同で多元販売を行う事業です。

営農指導部門と連携して、計画生産・計画出荷の体制を確立し、固定需要の維持確保に努めると共に、市場の開拓拡大にも努めて安定した農業経営の維持に貢献しています。

また、消費地の需要や要望を生産者に伝達して需要に応じた精算を誘導するほか、生産履歴の記帳などにより、安全でかつ安心な農畜産物を供給して、消費地の信頼性確保に努めております。

・ 購買業務

購買事業は、肥料や農薬などの生産資材の供給、農業機械や車両の供給と修理、灯油や軽油などの燃料油脂の供給が主なる事業です。

「購買事業」の原点は単に「物を売る」ことではなく、組合員の必要な物資を共同で購入して安定的に供給することであり、コスト低減や仕入条件の優位性確保の面から「予約購買」「とりまとめ購買」などを積極的に実施しており、これはJA購買事業の特色でもあります。

・ 生産施設業務

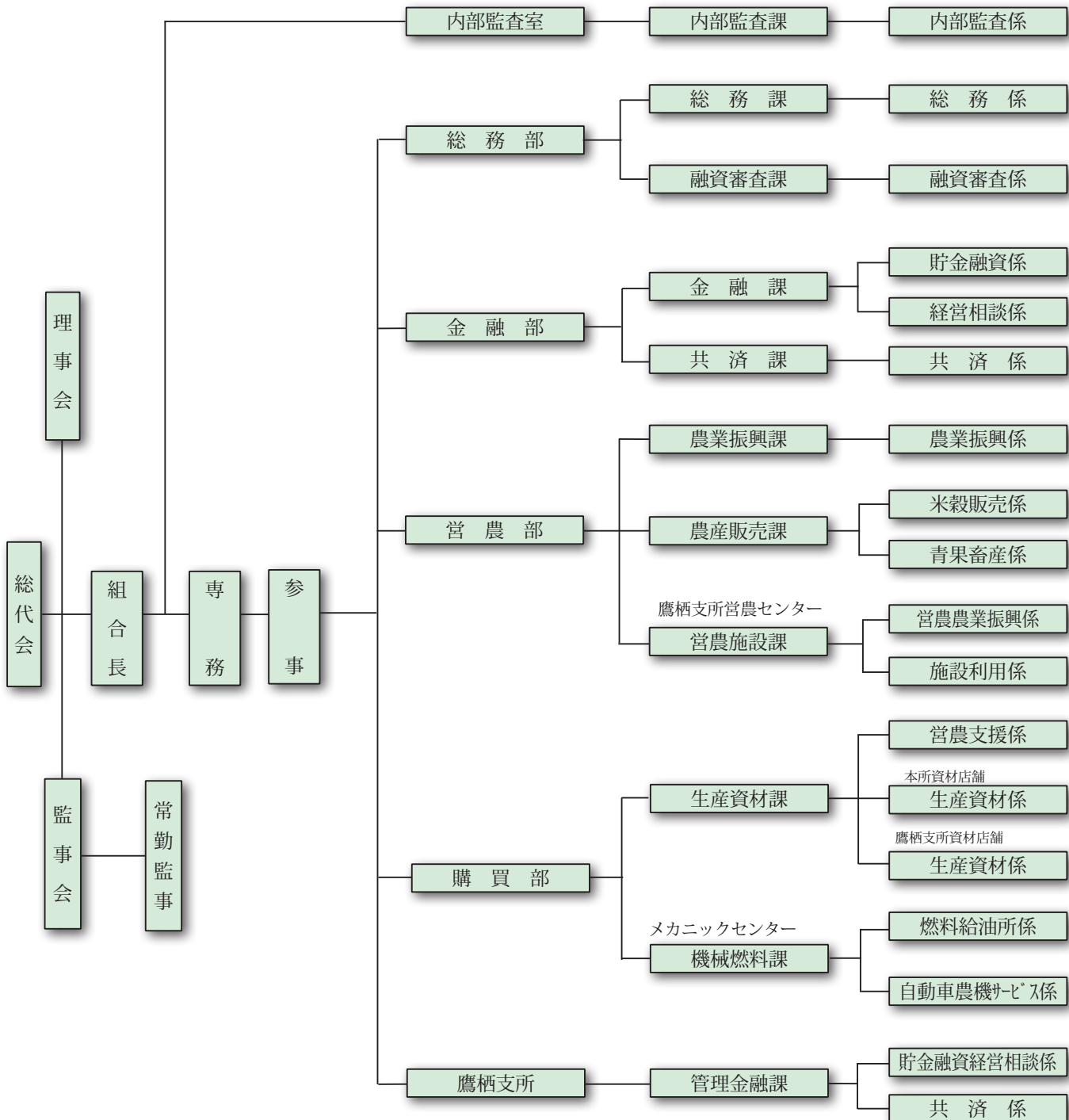
生産者が生産から出荷まで全てを個人完結型で行うのではなく、人手を要する作業や規格品質の統一化や均質化により商品としての付加価値が高まるものについて、JAの協同利用施設を利用して集荷・選別調整を行い販売しております。

当JAの生産施設は、米・麦のライスセンター施設、大豆乾燥工場、種籾温湯消毒施設があります。

経営の組織

■ 組織図

令和5年1月31日現在



■組合員数

(単位：人)

	令和3年度末	令和4年度末	増減
正組合員数	1,261	1,242	△19
個人	1,235	1,213	△22
法人	26	29	3
准組合員数	2,016	1,999	△17
個人	1,978	1,961	△17
法人・団体	38	38	—
合計	3,277	3,241	△36

■組合員組織の状況

(敬称略・令和5年1月31日現在)

組織名	代表者名	構成員数
JAたいせつ青年部	青木 秀 晃	58人
JAたいせつ女性部	中島 かおり	102人
JAたいせつ地域水田農業推進協議会	相澤 峰 基	329人
JAたいせつ「稲穂の里」協議会	高橋 雄 二	224人
JAたいせつハトムギ生産部会	中山 敬 介	8人
旭川青果物生産出荷協議会たいせつ支部	小沼 隆 礼	101人
JAたいせつ酪農畜産振興会	野作 勉	15人
JAたいせつ農産物販売協議会	笹川 明 美	62人
たいせつ良質米生産研究会	中谷 政 実	14人
JAたいせつ生産組織連絡協議会	吉本 憲	12人
JAたいせつ採種組合	寺崎 雄 一	30人
JAたいせつ無人ヘリ防除運航協議会	伊藤 加津則	40人
東鷹栖年金友の会	道下 吉 孝	102人
鷹栖年金友の会	坂 本 武	79人

当JAの組合員組織を記載しています。

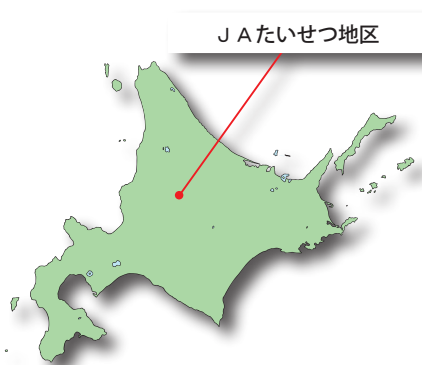
■地区一覽

JAたいせつ地区は、北海道のほぼ中央上川盆地の旭川市北部と鷹栖町に位置し、石狩川右岸を南西に向かって広がる北海道でも有数の水田農業地域です。

気象条件は盆地特有の内陸性気候を有し、冬季の気温は低く一面を雪に覆われ、夏季は高温を示しますが湿度が低く比較的過ごしやすく、山に囲まれた地形の影響から道内でも最も風の弱い環境となっています。

旭川市東鷹栖は、東に大雪の山々を望み、石狩川の豊富な水が湛える大地は東西8km、南北17kmの約68.8平方km。上川郡鷹栖町は、東は旭川市東鷹栖に、南は近文台をもって旭川市に、西は、半面山系の分水嶺で旭川江丹別に、北は鬼斗牛山脈によって和寒町に隣接しており、南北14.9km、東西13.3km、面積139.31Km²。

地勢は、概ね盆地状にて平坦地が多く、海拔120～150mの高度を有し、緑豊かな農業を基幹産業とする自然に恵まれた「JAたいせつ地区」です。



経営の組織

■理事及び監事の氏名及び役職名

(令和5年1月31日現在)

役員	氏名	役員	氏名
代表理事組合長	相澤 峰基	理事	開田 優作
代表理事専務	外川 守	学経理事(審査担当) 参事	澤田 康彦
筆頭理事	布施 善貴	学経理事(信用担当) 金融部長	寺本 建
理事	高橋 雄二	代表監事	吉本 憲
理事	門木 尚之	監事	霜野 光則
理事	酒井 雅憲	常勤監事(員外)	高橋 和久
理事	高野 弘貴		

■会計監査人

みのり監査法人

当組合は、農協法第37条の2の規定に基づき、当組合の計算書類、すなわち貸借対照表・損益計算書・剰余金処分案および注記表ならびにその附属明細表については、みのり監査法人の監査を受けております。

■金融店舗一覧

(令和5年1月31日現在)

店舗名	住所	電話番号	ATM設置台数
本所	旭川市東鷹栖1条3丁目635番地の58	0166-57-2311 0166-57-2345	1台
鷹栖支所	上川郡鷹栖町北1条1丁目1番4号	0166-87-2121	1台

■共済代理店一覧

(令和5年1月31日現在)

店舗名	住所	電話番号
東鷹栖自工 有限会社	旭川市東鷹栖2条3丁目635番地8	0166-57-2337
燕 孝之(ツバメモータース)	旭川市東鷹栖1条3丁目635番地97	0166-57-2206
株式会社 鷹栖自工	上川郡鷹栖町北1条1丁目1番16号1	0166-87-2141
(株)ホクレン油機サービス 旭川支店	旭川市永山2条13丁目1番28号	0166-47-6945

■ 資材店舗一覧

(令和5年1月31日現在)

店舗名	住所	電話番号
本所 営農センター	旭川市東鷹栖1条3丁目635番地の53	0166-57-2357
鷹栖支所 営農センター	上川郡鷹栖町北1条1丁目1番1号	0166-87-4111

■ 自動車・農機具・給油所店舗一覧

(令和5年1月31日現在)

店舗名	住所	電話番号
メカニックセンター	旭川市東鷹栖東1条3丁目269番地の2	0166-57-6084
東鷹栖給油所 (セルフ)	旭川市東鷹栖東1条3丁目269番地の2	0166-57-2308
鷹栖給油所 (セルフ)	上川郡鷹栖町北1条1丁目1番1号	0166-87-2409

■ 子会社等の概要

(令和5年1月31日現在)

	法人名	所在地	主要事業内容	設立年月日	資本(出資)金(千円)	出資比率(%)
子会社	(有)JAあぐりサービス	旭川市東鷹栖1条3丁目635番地の58	不動産業務・農作業受託 他 (上川(2)第1030号)	平成15年 9月2日	3,000	96.7%
関連法人	(株)鷹栖町農業振興公社	上川郡鷹栖町 11線5号	農産物の集荷選果・ 加工販売	昭和61年 2月6日	180,000	16.7%

注) 子会社等とは子会社(農協法第11条の2第2項に規定する子会社をいう。)、子法人等(施行規則第203条第1号に規定する子法人等であるもの(農協法第11条の2第2項に規定する子会社を除く)をいう。)、関連法人等(施行規則第203条第2号に規定する関連法人であるものをいう。)に該当するものです。

①子会社・・・50%超の議決権を有する会社。

(組合と子会社とで合算して50%以上の議決権を有する会社を含む)

②子法人等・・・40%以上50%以下の議決権を有しており、組合の役員もしくは使用人が取締役会の過半数を占めている会社など。

③関連法人等・・・20%以上50%以下の議決権の議決権を有しており②を除く会社及び15%以上20%未満の議決権を有しており、組合の役員もしくは使用人が取締役に就任している会社など。



概要編

CSR・法令遵守

- ・ 社会的責任と地域貢献活動
- ・ リスク管理の状況
〔リスク管理基本方針〕
- ・ コンプライアンス（法令遵守）
〔コンプライアンス基本方針〕
〔J Aたいせつ役職員の行動指針〕
〔情報セキュリティ基本方針〕
〔個人情報保護方針〕
〔マネー・ローンダリング等および
反社会勢力等への対応に関する基本方針〕
〔金融ADR制度への対応〕
- ・ 自己資本の状況

社会的責任と地域貢献活動

J Aたいせつは、地域のみなさまが安心してご利用いただける地域金融機関として、地域に根ざした活動と良質な金融サービスの提供に努めております。

■ 地域社会とのふれあい

● 顔の見える金融機関

当J Aは、旭川市民、鷹栖町民にとり「お客様の顔の見える」身近な金融機関として業務展開しております。また、鷹栖町の指定金融機関として各種の収納業務・公共事業資金の利用など、地域のお金は地域への還元を念頭とし、地域振興の一躍を担っております。

● 食文化活動と地域活動支援

旭川市による「ふるさと雇用再生特別推進事業」で当J Aが委託事業者となり、旧Aコープ東鷹栖店の一部を改装し、農産物直売所施設「たいせつ農産物直売所」がオープンしました。現在は事業が終了し、「J Aたいせつ農産物販売協議会」が主体となり運営しています。

毎日、組合員さんの畑で収穫された新鮮な野菜や鷹栖町産牛肉などが店内で販売されています。本年9月で開店から丸15年を迎えます。今後とも、地域住民や組合員の皆さんに愛される直売所を目指して参りますので、ご愛好のほどよろしくお願い致します。



● 情報提供活動を実施



当J Aでは、J A広報誌「ひろばたいせつ」を毎月発行すると共に、インターネットやInstagram、Facebook等のSNS、またJ Aコネク、i F A Xでの確敏速に農政・農業技術・活動案内などを組合員・地域住民に提供しています。

また、J AたいせつWebサイト

<http://www.jataisetsu.or.jp>により地域を越えた方々にも当J Aの考え方、J Aグループの活動状況を提供させていただきます。

● 年金友の会への支援

当J Aに年金受取貯金口座を持たれている皆様で年金友の会を組織しており、パークゴルフ大会、ゲートボール大会、温泉旅行などの各種活動を支援し、長年地域のために尽くされている諸先輩のご苦勞に報いるため、健康で楽しく暮らせる明るい地域社会づくりを目指しております。また、複雑化している老後を支える大切な年金について、安全確実に受給していただくよう社会保険労務士による「年金相談会」を実施しております。



JAたいせつは、地域のみなさまが安心して暮らせるよう環境、文化、福祉活動に積極的に取組む活動を行っております。

■ 地域社会との共生

● 食・農業・芸術のコラボレーション

当JAは、たいせつ地域に足を踏み入れてほしい。たいせつ地域にもっと興味を持ってほしいと考え、JAたいせつ青年部が中心となり農と芸術を融合すべく「田んぼにアート」に挑戦しています。17回目の昨年は旭川市制100年を記念し「これからもこのまちで2022」をテーマとして、旭川市と鷹栖町のゆるキャラ「あさっぴー」「あったかすくん」をアートとして描きます。縦40メートル、横170メートルの水田に、緑、黄、紫、赤、白、橙の6色の稲を使って、鮮やかに彩られた巨大な絵が浮かび上がります。秋には、消費者を交え稲刈りを実施し「食育」の素晴らしさを伝え続けていきたいと考えています。



● 人・環境にやさしい農業の実現

消費者皆さまに安全な農作物を届けるため「ポジティブリスト制度」が導入されました。

当JAにおいても積極的に栽培研修会を実施し安全安心な産地確立を進めています。

また、農業生産により発生する廃ビニール、肥料の空きビニールを回収し、産業廃棄物の飛散防止とリサイクル推進を進めております。



● 地域への支援・福祉活動の参加

当JA管内でも高齢化は避けて通れない状況にあります。

その様な中で地域の安全を守るため職員が消防団へ入団し、消防・防災活動を積極的に実施しております。また、町内会活動へも積極的に参加し地域住民とのコミュニケーションを図っております。

また、旭川市と鷹栖町それぞれの自立支援協議会の就労部会に当JAが参加し、様々な団体の協力のもと、農福連携に取り組んでおります。障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現し、障がい者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、農業分野においても、担い手不足や高齢化が進む中、新たな働き手の確保につながる可能性を期待しております。



● うるおいとやすらぎの農村環境をめざして

農業を中心とした地域を舞台に都市と農村が人と人との交流を進めるものです。当JAでは市内町内はもちろん道内外より、たくさんの小中学校・高校・団体との体験農業や消費者との体験農作業など積極的にグリーンツーリズム活動を実践しています。



● 当JAの環境配慮への取組み

組合林の所有や環境に配慮したハイブリッドを含む低燃費車輛の導入をはじめ、各施設の照明LED化を順次開始し、鷹栖支所事務所新築の際には全室LED化となりました。今後もさらに拡充を進めて参ります。

リスク管理の体制

■リスク管理基本方針

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

当JAでは、信用事業をはじめ各事業を行う中で、信用事業資産（貸付金・有価証券等）・経済事業資産（未収金等）・その他事業資産等について、その回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いを判定し、業務の健全かつ適正な運営への確保を図るため、査定対象資産を直接に管理・担当している部署が資産査定要領等に基づき実施した資産の査定結果を管理部門で検証・集計したうえで、理事会において厳正に審議し決定する体制としております。



●信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については本所に融資審査課を設置し、支所と連携を図りながら与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。

不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

●市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。

また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。

運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

●流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

●オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。

事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

●事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。

信用事業リスク管理自主点検はもとより経営定期点検を行い事務処理水準の向上を図るとともに、四半期ごとの監事監査、上川中央部農協内部審査協議会による監査およびJA全国監査機構の定期監査を受けるなど、事務処理の適正化と事故の未然防止に努めるとともに、業務の多様化・システムなどの情勢変化にも対応しております。

また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査部門により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

●内部監査の体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本支所のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。

監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。

また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

ALM管理委員会の設置

※ALM・・・資産・負債の総合管理 (Asset liability management)

当JAでは、金融環境変化に対応した的確な資金調達・運用を行うため、金利変動リスクを含め資産・負債を総合的に管理し、全部門と密接に連携を取りながら経営全般のリスク管理について検討しております。

法令遵守の体制

■コンプライアンス基本方針

当JAは設立以来「JAとして社会の望むこと及び時代の要請に応じた業務活動を通じて、地域経済・社会の発展に寄与し公共的使命と社会的責任を全うしていく」ことを基本理念に掲げこの基本理念を実現していくことが社会的責任を全うすることと考えております。

一方、利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

関係法令をはじめとして、定款、規約、組織内部の各種規程・要領・手続等を遵守することは社会の公器であることから、当JAとしてはそれらの遵守を役職員一人一人の最低限の義務と考えております。このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

●コンプライアンス運営体制

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本所各部門・支所にコンプライアンス推進担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口を設置しています。

また、以下に掲げた具体策等を通じ、法令遵守の取組体制の強化を図っています。

- ◆ 員外理事・監事の登用
- ◆ 学経理事・監事の登用
- ◆ 理事会・監事の業務監視機能による相互牽制体制
- ◆ 顧問弁護士との契約
- ◆ 顧問税理士との契約
- ◆ 融資審査体制の整備
- ◆ 内部監査室の設置
- ◆ 朝礼・企画会議等での組合長からの訓示
- ◆ 役職員の法務研修派遣の実施
- ◆ 反社会勢力等への対応



●コンプライアンス・プログラム

JAたいせつでは、法令やルールのみならず社会的規範まで含めて、それらを厳格に遵守することをコンプライアンスと考え、JAの持つ社会的、公共的責任を強く認識し、社会の理解と信頼をより確かなものにするため、平成15年2月に「JAたいせつ役職員の行動指針」を制定し、JAたいせつのあるべき姿や、役員・職員の日々の行動の在り方を示してきました。

「JAたいせつ役職員の行動指針」は全役職員に配布されており、また、コンプライアンス・プログラムを毎年策定し、役職員への周知徹底を図ってまいります。プログラム推進にあたっては、下記の行動指針の基本方針をはじめとする行動指針を周知するため、コンプライアンス総括責任者を中心に各コンプライアンス責任者（室長・部長・支所長）が各部門の全職員に対する啓蒙や、コンプライアンスの徹底を行っています。



「JAたいせつ役職員の行動指針」基本方針

- ① 私たちは、農業協同組合の持つ社会的責任と公共的使命を認識し、健全な業務運営を行っていきます。
- ② 私たちは、法令の文言はもちろん、その精神まで遵守していきます。
- ③ 私たちは、自己責任原則を基本とし、フェアで透明なビジネスを行います。
- ④ 私たちは、全ての利害関係者の人権を守り、地域経済並びに地域社会の健全な発展に貢献します。
- ⑤ 私たちは、利益と倫理が相反する場合、迷わず倫理を選択します。
- ⑥ 私たちは、反社会的勢力に対しては断固とした姿勢で臨みます。
- ⑦ 私たちは、次世代に、豊かで公正な地域社会を残すよう努力します。
- ⑧ 私たちは、難解な倫理問題に直面した時、誰もが満足できるような解決策を積極的に創造していきます。

■情報セキュリティ基本方針

たいせつ農業協同組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

個人情報保護の体制

■個人情報保護方針

たいせつ農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外と扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第16条第3項で規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、取扱う個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

(制 定 平成17年 4月 1日)
(最終改定 令和 4年 5月27日)
(適 用 令和 4年 4月 1日)

■ マネー・ローンダリング等および反社会勢力への対応に関する基本方針

たいせつ農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下、「政府指針」という。）等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

当組合は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

（制 定 平成22年 9月29日）

（最終改正 平成31年 3月22日）



北海道警察旭川方面本部のご協力のもと、定期的に強盗模擬訓練を実施しております。

■金融 ADR 制度への対応

※ ADR = 裁判外紛争解決 (Alternative Dispute Resolution)

①苦情処理措置の内容・・・当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をチラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な内容に努め、苦情等の解決を図ります。

◆当JAの苦情等受付窓口：本所金融部 (0166-57-2345)、鷹栖支所管理金融課 (0166-87-2121)
(営業時間：月～金 9：00～16：00)

②当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業 ①の窓口または一般社団法人JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）にお申し出ください。

・共済事業 (一社) 日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財) 自賠責保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財) 日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

(公財) 交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせください。

自己資本の状況

■自己資本の状況について

●自己資本比率の充実

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和5年1月末における自己資本比率は、18.46%となりました。

●経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資による資本調達を行っております。

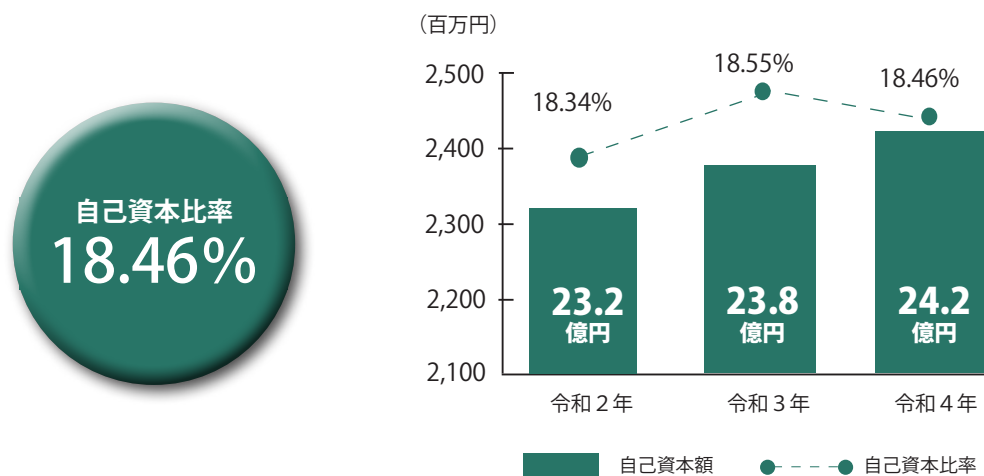
○普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	たいせつ農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本にかかる基礎的項目に算入した額	1,162百万円（前年度1,145百万円）

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

なお、自己資本の充実に関する詳細は、「開示編 自己資本データ 自己資本の充実の状況」に記載しております。

自己資本額・自己資本比率の推移



※ 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出し、その結果に基づき単体自己資本比率を記載しています。

単体財務データ

- 事業の概況
- 直近の2事業年度における財産の状況
 - 〔貸借対照表〕
 - 〔損益計算書〕
 - 〔剰余金処分計算書〕
 - 〔注記表〕
 - 〔部門別損益計算書〕
- 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

事業の概況

2022年の世界経済を振り返ると、新型コロナウイルス感染症は3年目を迎えても変異を繰り返し猛威を振るっています。世界各地で発生した異常気象、更には2021年以降世界的なインフレが加速すると同時に、穀物・原油など食料・エネルギー危機が進行しました。また、ロシアによるウクライナ侵攻が拍車をかけ、世界経済の成長率は多くの危機が重なり、当初の予想より大幅に鈍化しています。

国内経済においては、ウィズコロナへの移行が推進され水際対策を大幅に緩和したことで、インバウンド需要によりやく回復の動きが出てきたほか、サービス業種の持ち直しも本格化しつつあります。それぞれの業界が経済活動を潤沢に進めるように取り組んでいますが、輸入インフレによって約40年ぶりの物価上昇率となり、消費者マインド悪化が今後の消費回復の阻害と心配されています。

農業政策において、北海道は生産の目安を遵守し、需要に見合った生産を推進、転作作物においては生産性の向上と定着化に取り組んできました。今回、水田活用の直接支払交付金の見直しに対して、JAグループ並びに農業関連団体と共に組織を挙げて要請してきました。結果、多くの課題に対して詳細要件が示され、水田の湛水期間、飼料用米の専用品種、水田の畑地化推進策等が明確化されましたが、さらなる対処が求められるか不安な状況です。

また、コロナ禍、国際紛争によって、世界の食料需給事情が一変しました。輸出制限を行い、自国の食料を確保する各国の動きが活発化し、世界的な人口増加による食料不足問題など食料争奪となり、我が国の食料を安定的に確保することが重要認識されています。

JAグループ北海道の一員として日本の食料基地であるという使命感に立ち、食料の安定生産・安定供給に引き続き取り組んで参ります。

国際情勢の悪化等により肥料・飼料・燃油・生産資材等の生産費が高騰し農業所得が減少する厳しい農家経済に対し、JAグループでは政府に各種資材の高騰対策への支援要請、JAとしても両行政へ肥料等の支援要請を行い支援が実施されています。JAとしては事業利用に対して、今期決算時での剰余金による利用高割戻を提案致します。

JAの農業方策においては、第6次地域農業振興計画の最終年に伴い、たいせつ地域の農業生産基盤の維持・強化にむけて水田をフルに活用し、水稻に加え地域の実情に即した振興作物の推進として、ハトムギや酒米の生産に取り組むことができ、地場産酒米を使用したJAたいせつPB特別純米「はかいく」を販売することが出来ました。

しかし、今年度もコロナ禍により積極的な活動が出来ず、会議体及び巡回訪問において、直接ご意見を頂く機会がままなりませんでした。

田んぼアートフェスティバルは中止となりましたが、関係者のご協力により田植えを行い、旭川市制100年を記念した「田んぼアート」は、数多くの来場者に喜んで頂きました。

農作物の状況において基幹作物の米については、春先から好天が続いたことにより播種後の出芽揃いが良く、移植後も生育は順調に進み強風や豪雨もありましたが被害も少なく、総じて天候に恵まれ良質な生育となりました。品質につきましても生産者の方々の施肥・防除に対する意識の高さから被害粒の発生も少なく、低蛋白の比率が高く、個人施設・施設出荷による適切な調整により全量1等米での出荷を頂き、収量においても捻実歩合が高く、北海道106、上川107と「良」4年連続の豊作でありました。

JAたいせつ地域がこれまで積み上げてきた生産努力によって、獲得した多くの産地指定を維持・拡大するため、最大限の水稻作付面積の確保に深いご理解とご協力を頂き、水稻作付面積3,502.254haで品種別比率は「ななつぼし」41.3%、「きらら397」22.3%「ゆめぴりか」31.7%、他4.7%となりました。

集荷状況において、米は出荷契約数量275,360俵に対し285,640.5俵、屑米・規格外米29,027.3俵の実績で、米販売総額は36億6,946万円、上川ライスターミナル出荷数量

134,198 俵、ライスセンター出荷数量 61,224.5 俵で施設利用率は 68.4% の実績となりました。春、秋小麦（規格外含）15,445 俵 4,719 万円、採種 5,545 万円、大豆その他で 4,416 万円、販売高合計では 38 億 1,626 万円の計画対比 100.9% となりました。

青果物については、周年を通して気温も高く比較的穏やかな天候で、病害虫の発生や高温障害などの発生も一部では見られましたが、適正な肥培管理のもと果菜類等において平年を上回る収穫量、価格となりました。旭川青果連との連携と出荷協議会への結集により販売高全体では胡瓜 1 億 4,819 万円、原料トマト 3,725 万円、長葱類 3,050 万円、アスパラ 2,666 万円、なんばん 1,990 万円、玉葱 771 万円、いちご 655 万円、その他青果物 3,077 万円、青果物販売高合計で 3 億 753 万円、計画対比 213 万円増の 100.7% となりました。

酪農畜産物においては、乳牛個体価格の未曾有の暴落と配合飼料価格等生産コストの大幅な上昇、生乳の消費の減少と加工品在庫の積みあがり生産抑制を強いられましたが、出荷量は前年対比 100.4% となる 2,617 t の出荷実績となりました。畜産物取扱（生乳補給金・集送乳調整金含む）合計 3 億 9,635 万円、計画対比 55 万円増の 100.1% となりました。

倉庫施設については、期末保管状況は米 122,368 俵、小麦 14,907 俵、大豆 3,413 俵、前年対比で 22,601 俵の減少となりました。

無人ヘリ防除についての作業は、JA たいせつ無人ヘリ防除運航協議会で、オペレーター 40 名、10 機により行われました。防除実施面積は、水稲除草剤・基幹防除・その他防除等合せて 5,737ha の実績となり、前年対比 90.0% となりました。

生産資材事業での資材価格は、世界的な人口増加や新興国の経済発展による食糧需要の増加に加え、円安や輸送料の上昇、穀物需要の増加、ロシアのウクライナ侵攻などの影響により、燃油、穀物、肥料、農薬等高騰が続いています。

大量生産・一括納入による安価な肥料や施肥作業省力化の肥料銘柄と大型規格農薬等の普及を推進し系統組織一体となり価格抑制と安定供給に努めましたが、肥料・飼料等の価格高騰により生産費コスト増となり政府からの支援対策があるものの生産意欲の減退に繋がりました。

営農支援としては、生産者戸別訪問により情報提供や取りまとめ推進、安心して信頼できる商品の紹介を他部門と行いました。取扱実績 9 億 6,583 万円の計画対比 3,583 万円増の 103.9% となりました。

メカニックセンター部門の燃料事業について、ロシアによるウクライナ侵攻を受けた供給減少懸念により、WTI 原油先物価格は 1 バレル 130 ドルを突破し高騰したことにより政府が価格高騰を抑えるために、補助金の上限を引き上げた対応となっています。燃油価格は一時の高値から年末から年明けにかけ下落基調となっています。

自動車部門については、顧客ニーズに応じた供給と自動車ワンストップサービスの営業推進に努めました。農業機械については、アルーダの活用による営農コスト低減の推進と営農繁忙期の迅速な修理対応を心掛けて取り組みました。取扱実績 18 億 176 万円、計画対比 4,124 万円減の 97.8% となりました。

事業の概況

貯金については、信頼され安心してご利用いただける地域の金融機関に努めるとともに、ネットバンク推進、JAバンクアプリの提供に取り組みました。期末貯金残高は、323億2,971万円となり計画対比3億9,756万円増の101.2%となりました。

貸付金については、低利な農業関連資金への提案と地域の皆様の需要に応じた各種ローンの推進に努めるとともに、相談機能の充実に努めました。期末貸付残高は39億8,998万円となり計画対比2億1,002万円減の95.0%となりました。受託資金含む貸付金総額は43億5,596万円で前年対比1億4,971万円の減少となりました。

共済事業では、組合員・地域の皆様へ総合保障の提供のため、3Q訪問、一斉推進による世帯全体の保障点検の実施と世代に応じた備えや自然災害への万が一のリスクに対する提案を行いました。また、共済連自動車サービスセンターとの連携により、迅速な事故処理対応に努めました。長期共済新規加入件数322件で保障額22億359万円、計画対比1億359万円増の104.9%となりました。

短期共済では、火災・傷害・自動車・自賠責等掛金2億1,826万円の実績で計画対比144万円減の99.3%となりました。

総務部門については、財務の健全化を基本とし、効率的な事業運営により事業利益の確保と自己資本の充実や固定資産の適正管理に努めて参りました。

コンプライアンスの啓蒙としては、全役職員対象とした勉強会や研修会の開催、また連続職場離脱や経営定期点検の継続的な実施による内部牽制機能の強化に努めました。

情報セキュリティ対策としては職員教育の啓発を行い、能力向上と不祥事の未然防止に取り組んで参りました。

内部監査室では、監査計画に基づき業務マニュアルによる業務執行の確認と通告監査と無通告監査を行い、各事業部門における内部管理体制及びリスク管理体制の適切性と有効性を検証し、事務処理等の改善方法の助言・支援を行い、JA健全経営のために効率的な内部監査を実施して参りました。

また、監事会や外部監査委託先、関係機関と情報交換・意見交換による連携と効率的運用を確認し内部統制の強化に努めて参りました。

固定資産の主な取得につきましては、当初計画による米成分分析計440万円、大豆選別選粒機450万円、ライスセンター自動火災報知設備改修159万円、野菜花卉集出荷貯蔵施設キュービクル、屋根塗装、防鳥ネット設置で合計802万円、本所肥料倉庫屋根塗装149万円、鷹栖給油所計量機・釣銭機692万円、本所金融店舗エアコン工事117万円で取得致しました。リース取得ではスマートフォンアプリ・JAコネクト、ガスメーター・調整器を取得致しました。

計画外での主な固定資産取得としましては、メカニックセンター暖房機50万円、直売所田んぼアート支店水道工事を補助金により30万円で取得致しました。固定資産処分では、木製パレット、車両1台を処分致しました。

以上、事業推進にあたり、組合員のJA結集と地域の皆様のご理解ご協力はもとより、各関係団体・行政の温かいご支援を賜りました事に感謝とお礼を申し上げ、令和4年度の事業報告と致します。

直近の2事業年度における財産の状況

貸借対照表

令和5年1月31日現在

(単位：千円)

資産の部			負債・資本の部			
科目	令和3年度	令和4年度	科目	令和3年度	令和4年度	
信用事業資産	現金	43,574	86,155	貯金	31,709,008	32,329,710
	預金	27,390,914	27,968,805	借入金	2,649	1,766
	(系統預金)	(27,371,496)	(27,949,405)	信用事業負債		
	(系統外預金)	(19,418)	(19,400)	その他の信用事業負債	76,855	71,016
	貸出金	4,105,073	3,989,978	(未払費用)	(6,724)	(4,282)
	その他の信用事業資産	147,372	135,694	(その他の負債)	(70,131)	(66,734)
	(未収収益)	(145,452)	(134,408)	債務保証	7,845	7,858
	(その他の資産)	(1,919)	(1,286)	小計	31,796,358	32,410,350
	債務保証見返	7,845	7,858	共済事業負債		
	貸倒引当金	△ 12,844	△ 12,100	共済資金	25,752	24,698
	小計	31,681,934	32,176,390	未経過共済付加収入	46,626	45,234
	共済事業資産	その他の共済事業資産	122	97	その他の共済事業負債	51
貸倒引当金		△ 0	△ 0	小計	72,430	69,942
小計		121	97	経済事業負債		
経済事業資産	経済事業未収金	287,854	366,671	経済事業未払金	334,699	388,283
	経済受託債権	39,316	41,644	販売前受金	176,290	115,812
	棚卸資産	230,434	238,861	その他の経済事業負債	5,207	94,300
	(販売品)	(1,275)	(2,473)	(前受収益)	(-)	(83,519)
	(購買品)	(229,159)	(236,388)	(その他の負債)	(-)	(10,781)
	その他の経済事業資産	11,683	161,023	小計	516,196	598,395
	(未収収益)	(-)	(3,814)	設備借入金	75,098	64,375
	(その他の資産)	(-)	(157,209)	雑負債		
	貸倒引当金	△ 1,062	△ 1,810	未払法人税等	20,007	3,297
	小計	568,225	806,388	その他の負債	42,717	42,875
雑資産	組勘未決済勘定	1,201	597	小計	62,724	46,173
	その他の雑資産	154,403	144,895	賞与引当金	9,313	8,625
	貸倒引当金	△ 67	△ 55	退職給付引当金	88,164	72,200
	小計	155,537	145,437	役員退職慰労引当金	23,379	10,664
固定資産	有形固定資産	1,086,241	1,060,183	小計	120,856	91,489
	(建物)	(2,044,154)	(2,049,864)	負債計	32,643,662	33,280,723
	(機械装置)	(502,751)	(507,251)	出資金	1,144,883	1,162,297
	(土地)	(554,056)	(554,056)	利益剰余金	1,270,968	1,309,462
	(その他の有形固定資産)	(738,789)	(756,255)	(利益準備金)	(572,145)	(589,445)
	(減価償却累計額)	(△ 2,753,510)	(△ 2,807,245)	(その他利益剰余金)	(698,823)	(720,017)
	無形固定資産	4,104	3,998	[経営基盤強化積立金]	[442,421]	[463,421]
	小計	1,090,345	1,064,181	[リスク管理積立金]	[55,195]	[55,195]
外部出資	外部出資	1,539,836	1,537,921	[米流通対策積立金]	[13,984]	[13,984]
	(系統出資)	(1,377,805)	(1,377,805)	[米需給安定対策積立金]	[17,048]	[12,135]
	(系統外出資)	(129,131)	(127,216)	[税効果積立金]	[31,123]	[28,229]
	(子会社等出資)	(32,900)	(32,900)	[当期末処分剰余金]	[139,052]	[147,053]
	外部出資等損失引当金	△ 1,000	△ 1,000	〈うち当期剰余金〉	〈86,323〉	〈137,046〉
	小計	1,538,836	1,536,921	処分未済持分	△ 6,870	△ 6,403
繰延税金資産	27,395	25,030	小計	2,408,981	2,465,357	
資産計	35,062,393	35,754,445	評価・換算差額等			
			純資産計	2,418,731	2,473,721	
			負債・純資産計	35,062,393	35,754,445	

■ 損益計算書

(自：令和4年2月1日 至：令和5年1月31日)

(単位：千円)

費用			収益		
科目	令和3年度	令和4年度	科目	令和3年度	令和4年度
事業総利益	825,644	854,189			
事業費用	2,969,303	2,181,295	事業収益	3,794,947	3,035,483
信用			信用		
資金調達費用	7,352	4,586	資金運用収益	201,782	191,011
役員取引等費用	3,123	2,820	役員取引等収益	11,430	11,096
その他経常費用	31,538	28,142	その他経常収益	4,125	8,718
計	42,013	35,549	計	217,337	210,824
共同			共同		
共済推進費	1,705	1,634	共済付加収入	98,963	99,681
その他の費用	3,443	3,411	その他の収益	8,355	8,267
計	5,149	5,045	計	107,318	107,948
生産資材			生産資材		
購買品供給原価	840,684	700,919	購買品供給高	926,534	824,668
購買配達費	693	665	購買手数料	-	5,128
その他の費用	33,010	27,627	その他の収益	65,245	27,877
計	874,387	729,211	計	991,778	857,673
燃料			燃料		
給油購買品供給原価	885,267	960,886	給油購買品供給高	1,007,007	1,100,430
整備購買品供給原価	853,665	153,704	整備購買品供給高	894,372	174,349
給油配達費	19,897	18,969	整備購買手数料	-	13,512
修理サービス費	9,153	8,837	修理サービス料	33,064	34,168
その他の費用	35,128	37,377	その他の収益	32,028	30,544
計	1,803,109	1,179,773	計	1,966,472	1,353,003
販売			販売		
販売費	22,021	19,648	販売手数料	136,262	139,962
直売所事業費用	114,978	86,271	直売所事業収益	118,442	90,230
その他の費用	53,685	69,307	その他の収益	96,914	114,906
計	190,684	175,226	計	351,619	345,098
保管利用			保管利用		
利用費用	13,016	13,174	利用収益	26,349	26,449
保管費用	22,349	24,761	保管収益	70,934	73,618
農機利用費用	8,665	8,509	農機利用収益	13,098	14,606
コンバイン費用	3,613	4,258	コンバイン収益	4,417	6,018
共同乾燥費用	36,070	41,968	共同乾燥収益	84,505	84,233
計	83,713	92,669	計	199,302	204,924
指導			指導		
営農改善指導費	18,927	16,349	賦課金	10,666	10,642
教育情報費	4,744	4,753	受託指導収入	4,434	3,233
営農指導雑支出	625	652	営農雑収入	67	72
計	24,296	21,754	計	15,167	13,947
事業管理費					
人件費	557,352	529,308			
業務費	51,883	53,790			
諸税負担金	26,001	24,823			
施設費	98,362	95,060			
その他事業管理費	3,138	3,892			
計	736,737	706,872			
事業利益	88,907	147,316	事業外収益	22,758	23,467
事業外費用	1,012	1,300			
経常利益	110,653	169,484	特別利益	6,810	2,957
特別損失	6,450	4,107			
税引前当期純利益	111,013	168,334	①		
法人税・住民税及び事業税	23,346	3,617	②		
法人税等調整額	1,344	27,671	③		
法人税等合計	24,690	31,287	④ = ② + ③		
税引後当期純利益	86,323	137,046	⑤ = ① - ④		
当期首繰越剰余金	44,016	66,998	⑥		
会計方針の変更による累積的影響額	-	△ 64,798	⑦		
遡及処理後当期首繰越剰余金	-	2,200	⑧ = ⑥ - ⑦		
米需給安定対策積立金取崩額	7,370	4,913	⑨		
税効果積立金取崩額	1,344	2,894	⑩		
当期末処分剰余金	139,052	147,053	⑪ = ⑤ + ⑧ + ⑨ + ⑩		

直近の2事業年度における財産の状況

■剰余金処分計算書

(単位：千円)

	令和3年度末	令和4年度末
当期末処分剰余金	139,052	147,053
剰余金処分額	72,054	106,322
利益準備金	17,300	27,500
任意積立金	21,000	20,000
(経営基盤強化積立金)	(21,000)	(20,000)
出資配当金	11,324	11,448
事業分量配当金	22,430	47,375
次期繰越剰余金	66,998	40,731

1. 出資配当金の計算において、年度内の増資及び新加入については日割計算をする。
2. 事業分量配当金の計算において、計算基礎となる取引額は税抜金額であり、その取引期間の消費税を配当額に適用し支払うものとする。

(単位：%)

出 資 配 当 金	令和3年度	令和4年度
出資金の配当率	1.0	1.0

(単位：千円)

次期繰越剰余金のうち	令和3年度	令和4年度
営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てる繰越額	4,860	7,360

■目的積立金の概要

●経営基盤強化積立金

1. 積立目的

政策や会計基準の変更に伴う経営リスクに伴う支出や、将来一定程度発生が見込まれる臨時的支出によって発生する経営危機を回避するために積立をする。

2. 積立目標額・積立基準

毎年度末の組合員資本の20%か、前年度末の積立額のいずれか高い額まで積み立てるものとする。

3. 取崩基準

次の掲げる事象により経営基盤に影響を与える臨時的支出が生じた場合、理事会に付議した上で取り崩すものとする。

- ① 会計制度等の変更に伴って発生した損失。
- ② 経営環境の変化によって、人的リストラ、財務リストラなどを行う必要に至ったときの臨時的損失。
- ③ 農業政策の変更、施設の投資・整備・処分等により、担保等が毀損し、償却・引当が増加した場合の損失、または臨時的支出によって生じた損失。
- ④ 固定資産の減損会計によって発生した減損損失。
- ⑤ 旧農林年金業務の法律改正で、一時払いの給付完了時期が前倒しとなり、特例業務負担金の一括費用処理が求められた場合。
- ⑥ 地域農業振興計画の推進対策上必要な支出。
- ⑦ 上記①～⑥までに準じる損失。

●リスク管理積立金

1. 積立目的

将来の貸付・有価証券等のリスクに対する財源の確保と、経済のソフト化・金融の自由化に伴う金融競争の激化に対して、競争力のある農協金融事業を確立し、組合の事業の改善発展に資するための支出が発生した場合に対処するために積立をする。

2. 積立目標額・積立基準

- ① 毎事業年度末の貯金残高（含む組合員勘定貸方残高）の15 / 1000 並びに毎事業年度のⅡ分類債権の10%の合計額を累積限度額として剰余金処分によって積み立てることができる。
- ② 事業年度末の貯金残高等の減少により累計限度額を超過した年度は、新たな積立は行わない。

3. 取崩基準

積立目的の支出の事由が発生したときは、理事会に付議した上で取り崩すものとする。
なお、100万円以下の少額の支出については、取り崩すことができないものとする。

●米流通対策積立金

1. 積立目的

米の長期保管或いは流通上の事故等その他止む得ない事由により発生した変質・腐敗等の品質事故、自然減耗などの事由により発生した量目不足等の損害に対する以下のような支出が発生した場合に対処するために積立をする。

2. 積立目標額・積立基準

平成18年事業年度末 保管対策費残高について、その全額を積立てるものとする。

3. 取崩基準

積立目的の支出の事由が発生したときは、理事会に付議した上で取り崩すものとする。

●税効果積立金

1. 積立目的

- ① 繰延税金資産の回収可能性の見直しに伴う繰延税金資産の取り崩しに係る支出
- ② 税率の引き下げに伴う繰延税金資産の取り崩しに係る支出
- ③ 上記①～②に類する支出

2. 積立目標額・積立基準

繰延税金資産に相当する額を限度として積み立てるものとする。

3. 取崩基準

積立目的の①～③の事由が発生したときは、理事会に付議した上で取り崩すものとする。

●米需給安定対策積立金

1. 積立目的

「JAグループ北海道 米需要拡大・需給安定対策」の基金造成のため、本組合が拠出した拠出金が当該対策の発動によって基金が取崩され、再拠出が必要となった場合に対処するために積立をする。

2. 積立目標額・積立基準

「JAグループ北海道 米需要拡大・需給安定対策」実施要領の基金造成目標額に基づき、本組合が拠出する拠出金総額の同額を限度として積立てるものとする。

3. 取崩基準

積立目的の支出の事由が発生したときは、理事会に付議した上で取り崩すものとする。

直近の2事業年度における財産の状況

■令和3年度 注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの 総平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購入品 売価還元法による原価法（値下額及び値下取消額を除外した売価還元法の原価率を適用）

販売品 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備除く）及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。

② 無形固定資産

定額法。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている経理規程、償却・引当基準により次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権、及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額等を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来損失発生に係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しております。

すべての債権は、資産査定要領および自己査定マニュアルに基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

② 外部出資等損失引当金

当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

③ 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

④ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

① 生乳委託販売に係る収益の計上基準

生乳の委託販売は、売上計算書が到達した日をもって収益の認識をしております。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(7) 記載金額の端数処理

記載金額は千円未満を四捨五入して表示しており、切り捨てられた科目については「0」で表示しております。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 共同計算について

共同計算の会計処理については、共同計算販売勘定の借方に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上し、共同計算販売勘定の貸方に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しており、年度末の共同計算販売勘定の残高は、貸借対照表の経済受託債権に計上しております。

(追加情報)

改正企業会計基準第 24 号会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用に伴い、事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法及び共同計算に関する事項をその他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項に記載しております。

2. 表示方法の変更

(1) 会計上の見積り開示会計基準の適用初年度

新設された農業協同組合法施行規則第 126 条の 3 の 2 にもとづき、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第 31 号 2020 年 3 月 31 日）を適用し、当事業年度より繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損に関する見積りに関する情報を「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 31,123 千円（繰延税金負債との相殺前）

② その他の情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和 2 年 3 月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額はありません。

② その他の情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和 2 年 3 月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

直近の2事業年度における財産の状況

4. 貸借対照表関係

(1) 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額の累計額は 1,130,607 千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 275,650 千円 機械装置 799,550 千円 その他有形固定資産 55,407 千円

(2) 担保に供されている資産

以下の資産は鷹栖町指定金融機関公金事務に係る担保に供しております。

定期預金 3,000 千円

(3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 21 千円

子会社等に対する金銭債務の総額 104,679 千円

(4) 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事および監事に対する金銭債権の総額 18,000 千円

なお、注記すべき金銭債権・金銭債務は、農協法 35 条の 2 第 2 項の規定により理事会の承認が必要とされる取引を想定しており、以下の取引は除いて記載しております。

イ 金銭債権については、総合口座取引における当座貸越、貯金を担保とする貸付金（担保とされた貯金総額を超えないものに限る）、その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ロ 金銭債務については、貯金、共済契約その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ハ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。）の給付

(5) 貸出金に含まれるリスク管理債権

リスク管理債権（破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権、条件緩和債権）はありません。

なお、「破綻先債権」とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税施行令第 96 条第 1 項第 3 号イからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金です。

「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金であって破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金です。

「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金（破綻先債権及び延滞債権を除く）です。

「貸出条件緩和債権」とは、債務者の再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。

5. 損益計算書関係

(1) 子会社等との取引高の総額

子会社等との取引による収益総額 16,084 千円 子会社等との取引による費用総額 21,216 千円

うち事業取引高 16,084 千円 うち事業取引高 21,216 千円

6. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員などへ貸付け、残った余裕金を北海道信用農業協同組合連合会等へ預けております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融資産は、主として組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

借入金は、組合員への就農支援資金に対する転貸借入とした北海道からの借入金及び組合員の共同利用施設であるライスセンターの増強工事のために借入れた、鷹栖町過疎対策事業債からの借入金です。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、融資審査課が与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ. 市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.25%下落したものと想定した場合には、経済価値が14,163千円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

ハ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には（時価に代わるものを含む）、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

直近の2事業年度における財産の状況

(2) 金融商品の時価に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	27,390,914	27,391,374	460
貸出金 (* 1)	4,107,860	—	—
貸倒引当金 (* 2)	△ 12,854	—	—
貸倒引当金控除後	4,095,006	4,279,037	184,032
経済事業未収金	287,854	—	—
貸倒引当金 (* 3)	△ 1,020	—	—
貸倒引当金控除後	286,834	286,834	—
外部出資	17,161	17,161	—
資 産 計	31,789,915	31,974,407	184,492
貯 金	31,709,008	31,712,836	3,827
借入金 (* 4)	77,747	77,747	—
経済事業未払金	334,699	334,699	—
負 債 計	32,121,454	32,125,282	3,827

(* 1) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している福利厚生貸付金 2,787 千円を含めております。

(* 2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(* 3) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(* 4) 借入金には、貸借対照表上別に計上している設備借入金 75,098 千円を含めております。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

イ. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、OIS（金利スワップ取引の一種で、変動金利として一定期間の翌日物金利の加重平均（複利計算）と約定時に定めた固定金利を交換するもの）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ. 外部出資

株式は東京証券取引所の価格によっております。

ハ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を OIS で割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

ニ. 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

イ. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ. 借入金および設備借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ハ. 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

- ③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
外部出資（*1）	1,522,675
外部出資等損失引当金	1,000
引当金控除後	1,521,675

- （*1）外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

- ④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金	27,390,914	—	—	—	—	—
貸出金（*1）	965,371	539,401	445,330	361,481	295,793	1,500,485
経済事業未収金	287,854	—	—	—	—	—
計	28,644,139	539,401	445,330	361,481	295,793	1,500,485

（*1）貸出金のうち、当座貸越 38,094 千円については「1年以内」に含めております。

- ⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金（*1）	26,978,129	2,257,156	2,235,906	63,399	174,420	—
借入金	883	883	883	—	—	—
設備借入金	10,723	10,725	10,726	10,727	10,729	21,468
計	26,989,735	2,268,763	2,247,515	74,126	185,149	21,468

（*1）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しております。

7. 有価証券関係

有価証券には「外部出資」に含まれる株式が含まれております。

- (1) 有価証券の時価、評価差額に関する事項

- ① その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

種 類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差 額	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株 式 (雪印メグミルク㈱)	3,683	17,161	13,478

なお、上記評価差額から繰延税金負債 3,728 千円を差し引いた額 9,750 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

直近の2事業年度における財産の状況

8. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、JA全国共済会との契約によるJA退職金給付制度を採用しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	△ 92,805 千円
① 退職給付費用	△ 24,337 千円
② 退職給付の支払額	10,035 千円
③ 特定退職金共済制度への拠出金	<u>18,943 千円</u>
調整額合計	4,640 千円 ①～③の合計
期末における退職給付引当金	△ 88,164 千円 期首 + 調整額

(3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

① 退職給付債務	△444,569 千円
② 特定退職金共済制度（JA全国共済会）	<u>356,405 千円</u>
③ 未積立退職給付債務	△ 88,164 千円①+②
④ 貸借対照表計上額純額	△ 88,164 千円 ③
⑤ 退職給付引当金	△ 88,164 千円

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

① 勤務費用の額	24,337 千円
② 臨時に支払った割増退職金	<u>200 千円</u>
合計	24,537 千円 ①+②

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金6,407千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、75,450千円となっています。

9. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	24,386	千円
減損損失	6,823	千円
賞与引当金	2,576	千円
役員退職慰労引当金	6,467	千円
その他	3,918	千円
繰延税金資産 小計	44,170	千円
評価性引当額	△ 13,047	千円
繰延税金資産 合計 (A)	31,123	千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△ 3,728	千円
繰延税金負債 合計 (B)	△ 3,728	千円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	27,395	千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等負担率との間の重要な差異

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.61%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 2.02%
事業分量配当金	△ 5.59%
住民税均等割等・事業税率差異等	2.41%
評価性引当額の増減	△ 0.84%
その他	△ 0.01%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.24%

直近の2事業年度における財産の状況

■令和4年度 注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの 総平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購入品 売価還元法による原価法（値下額及び値下取消額を除外した売価還元法の原価率を適用）

販売品 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備除く）及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。

② 無形固定資産

定額法。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている経理規程、償却・引当基準により次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権、及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額等を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来損失発生に係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しております。

すべての債権は、資産査定要領および自己査定マニュアルに基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

② 外部出資等損失引当金

当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

③ 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

④ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

① 収益認識関連

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日改正）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）（以下、収益認識に関する会計基準等）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

・ 購買事業（農業関連・燃料機械）

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・ 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・ 保管事業

組合員が生産した農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。保管料についてはこの利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。出入庫料については、この利用者等に対する履行義務は、農産物の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・ 利用、農機利用、コンバイン、共同乾燥事業

共同乾燥施設・温湯消毒等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(7) 記載金額の端数処理

記載金額は千円未満を四捨五入して表示しており、切り捨てられた科目については「0」で表示しております。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料または整備購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

なお、直売所事業収益のうち、当組合が代理人として販売に関与している場合には純額で収益を認識しておりますが、販売にかかる手数料については直売所事業収益に含んでおります。

③ 共同計算について

共同計算の会計処理については、共同計算販売勘定の借方に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上し、共同計算販売勘定の貸方に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しており、年度末の共同計算販売勘定の残高は、貸借対照表の経済受託債権に計上しております。

直近の2事業年度における財産の状況

2. 会計方針の変更

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、収益認識に関する会計基準等を当事業年度の期首から適用しており、以下の通り会計処理方法の一部を見直しています。なお、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過措置に従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

(収益の計上時期の変更)

約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、当組合は、従来一時点で収益を計上していた取引の一部について、履行義務の充足をもって収益を計上するように変更しております。

この結果、当事業年度の購買事業収益が4,637千円減少し、購買事業総利益が4,637千円減少しております。これにより、事業収益が4,637千円減少し、事業利益、経常利益及び税引前当期利益がそれぞれ4,637千円減少しております。

(全道共計等に委託した販売事業の収益を共計全体の進捗率を用いて認識)

販売事業のうち全道共計等へ委託して販売する米、麦及び大豆について、従来は集荷した時点で収益を認識しておりましたが、全道共計等の販売実績進捗率に基づき収益を認識する方法に変更しております。

この結果、当事業年度の販売事業収益が6,056千円増加し、販売事業総利益が6,056千円増加しております。これにより、事業収益が6,056千円増加し、事業利益、経常利益及び税引前当期利益がそれぞれ6,056千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高が64,798千円減少しております。

(代理人取引について、収益の計上を総額から純額に変更)

約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

この結果、当事業年度の購買事業収益が126,366千円、購買事業費用が126,366千円減少、整備事業収益が513,467千円、整備事業費用が513,467千円減少、販売事業収益が29,240千円、販売事業費用が29,240千円減少しております。これにより事業収益が669,073千円、事業費用が669,073千円減少しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過措置に従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更

(1) 経済事業未収収益及び前受収益の表示区分の変更

収益認識会計基準等の適用により、当年度より従来雑資産に計上していた経済事業未収収益を経済事業資産のその他の経済事業資産に計上しております。同様に、従来雑負債に計上していた経済事業前受収益を経済事業負債のその他の経済事業負債として計上しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前）28,229 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額はありません。

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 13,965 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ 算定方法

「重要な会計方針」のうち「引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

ロ 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

ハ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

直近の2事業年度における財産の状況

5. 貸借対照表関係

(1) 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額の累計額は 1,133,565 千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 276,669 千円 機械装置 799,550 千円 その他有形固定資産 57,345 千円

(2) 担保に供されている資産

以下の資産は鷹栖町指定金融機関公金事務に係る担保に供しております。

定期預金 3,000 千円

(3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権はありません。

子会社等に対する金銭債務の総額 122,257 千円

(4) 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事および監事に対する金銭債権の総額 3,000 千円

なお、注記すべき金銭債権・金銭債務は、農協法 35 条の 2 第 2 項の規定により理事会の承認が必要とされる取引を想定しており、以下の取引は除いて記載しております。

イ 金銭債権については、総合口座取引における当座貸越、貯金を担保とする貸付金（担保とされた貯金総額を超えないものに限る）、その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ロ 金銭債務については、貯金、共済契約その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ハ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。）の給付

(5) 債権のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

リスク管理債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額）はありません。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

6. 損益計算書関係

(1) 子会社等との取引高の総額

子会社等との取引による収益総額 15,779 千円 子会社等との取引による費用総額 13,030 千円

うち事業取引高 15,779 千円 うち事業取引高 13,030 千円

7. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員などへ貸付け、残った余裕金を北海道信用農業協同組合連合会等へ預けております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融資産は、主として組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

借入金は、組合員への就農支援資金に対する転貸借入とした北海道からの借入金及び組合員の共同利用施設であるライスセンターの増強工事のために借入れた、鷹栖町過疎対策事業債からの借入金です。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、融資審査課が与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ. 市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.45%下落したものと想定した場合には、経済価値が13,856千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には（時価に代わるものを含む）、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

直近の2事業年度における財産の状況

(2) 金融商品の時価に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	27,968,805	27,959,378	△ 9,427
貸出金	3,989,978	—	—
貸倒引当金 (* 1)	△ 12,100	—	—
貸倒引当金控除後	3,977,878	4,082,505	104,627
経済事業未収金	366,671	—	—
貸倒引当金 (* 2)	△ 1,261	—	—
貸倒引当金控除後	365,410	365,410	—
外部出資	15,246	15,246	—
資 産 計	32,327,339	32,422,539	95,200
貯 金	32,329,710	32,308,541	△ 21,169
借入金 (* 3)	66,141	66,141	—
経済事業未払金	388,283	388,283	—
負 債 計	32,784,134	32,762,965	△ 21,169

(* 1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(* 2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(* 3) 借入金には、貸借対照表上別に計上している設備借入金 64,375 千円を含めております。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、OIS（金利スワップ取引の一種で、変動金利として一定期間の翌日物金利の加重平均（複利計算）と約定時に定めた固定金利を交換するもの）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ. 外部出資

株式は東京証券取引所の価格によっております。

ハ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を OIS で割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

ニ. 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

イ. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ. 借入金および設備借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ハ. 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：千円)

貸借対照表計上額	
外部出資	1,522,675
外部出資等損失引当金	1,000
引当金控除後	1,521,675

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	27,968,805	—	—	—	—	—
貸出金（*1）	872,422	501,178	419,319	350,858	286,746	1,559,456
経済事業未収金	366,671	—	—	—	—	—
計	29,207,898	501,178	419,319	350,858	286,746	1,559,456

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 42,686 千円については「1年以内」に含めております。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金（*1）	27,783,409	2,034,065	2,093,465	171,822	246,949	—
借入金	883	883	—	—	—	—
設備借入金	10,725	10,726	10,727	10,729	10,730	10,738
計	27,795,017	2,045,674	2,104,193	182,551	257,679	10,738

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しております。

8. 有価証券関係

有価証券には「外部出資」に含まれる株式が含まれております。

(1) 有価証券の時価、評価差額に関する事項

① その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの 株式 (雪印メグミルク株)	3,683	15,246	11,563

なお、上記評価差額から繰延税金負債 3,198 千円を差し引いた額 8,364 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

直近の2事業年度における財産の状況

9. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、JA全国共済会との契約によるJA退職金給付制度を採用しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	△ 88,164 千円
① 退職給付費用	△ 23,493 千円
② 退職給付の支払額	22,135 千円
③ 特定退職金共済制度への拠出金	<u>17,322 千円</u>
調整額合計	15,965 千円 ①～③の合計
期末における退職給付引当金	△ 72,200 千円 期首 + 調整額

(3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

① 退職給付債務	△380,847 千円
② 特定退職金共済制度（JA全国共済会）	<u>308,647 千円</u>
③ 未積立退職給付債務	△ 72,200 千円①+②
④ 貸借対照表計上額純額	△ 72,200 千円 ③
⑤ 退職給付引当金	△ 72,200 千円

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

① 勤務費用の額	23,493 千円
② 臨時に支払った割増退職金	<u>950 千円</u>
合計	24,443 千円 ①+②

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 5,883 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、67,349 千円となっています。

10. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	19,970 千円
減損損失	6,704 千円
賞与引当金	2,386 千円
役員退職慰労引当金	2,950 千円
その他	5,664 千円
繰延税金資産 小計	37,675 千円
評価性引当額	△ 9,446 千円
繰延税金資産 合計 (A)	28,229 千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 3,198 千円
繰延税金負債 合計 (B)	△ 3,198 千円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	25,030 千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等負担率との間の重要な差異

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.40%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.83%
事業分量配当金	△ 7.78%
住民税均等割等・事業税率差異等	1.78%
評価性引当額の増減	△ 2.14%
その他	0.50%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.59%

11. 収益認識に関する注記

(1) 収益認識を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

直近の2事業年度における財産の状況

令和3年度 部門別損益計算書

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	3,848,993	217,337	107,318	1,542,699	1,966,472	15,167	
事業費用	3,023,350	42,013	5,149	1,148,783	1,803,109	24,296	
事業総利益	825,644	175,324	102,170	393,916	163,363	△ 9,129	
事業管理費	736,737	135,916	75,093	300,524	144,036	81,169	
人件費	557,352	110,736	59,296	208,005	106,986	72,329	
業務費	51,883	10,155	6,403	19,502	13,039	2,784	
諸税負担金	26,001	5,440	3,712	10,608	5,157	1,084	
施設費	98,362	8,969	5,281	61,002	18,413	4,696	
うち減価償却費	57,798	3,449	1,692	41,786	9,968	902	
その他事業管理費	3,138	615	400	1,407	441	276	
各事業管理費のうち 配分された共通管理費		33,213	22,665	64,763	31,487	6,616	△ 158,743
うち減価償却費		642	438	1,251	608	128	△ 3,066
事業利益	88,907	39,409	27,077	93,391	19,327	△ 90,298	
事業外収益	22,758	4,661	3,401	9,310	4,419	968	
うち共通分の配分		4,661	3,181	9,089	4,419	928	△ 22,277
事業外費用	1,012	212	144	413	201	42	
うち共通分の配分		212	144	413	201	42	△ 1,012
経常利益	110,653	43,858	30,333	102,288	23,545	△ 89,372	
特別利益	6,810	1,338	913	2,609	1,574	376	
うち共通分の配分		1,338	913	2,609	1,268	266	△ 6,394
特別損失	6,450	1,547	885	2,529	1,230	258	
うち共通分の配分		1,297	885	2,529	1,230	258	△ 6,200
営農指導事業配分前 税引前当期利益	111,013	43,649	30,361	102,367	23,889	△ 89,254	
営農指導事業分の配分		24,916	17,626	46,712	-	△ 89,254	
営農指導事業配分後 税引前当期利益	111,013	18,733	12,735	55,656	23,889		

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

令和3年度	共通管理費等	共通管理費は(均等割25%+事業総利益割75%)で全部門に配賦しています。
	営農指導事業	営農指導事業分は(均等割25%+事業総利益割75%)で配賦しています。(生活その他部門を除く)

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

		信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
令和3年度	共通管理費等	20.91%	14.28%	40.80%	19.84%	4.17%	100%
	営農指導事業	27.92%	19.75%	52.33%			100%

令和3年度 部門別資産

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通資産
事業別の総資産	35,062,393	31,823,733	69,715	873,889	380,713	23,664	1,890,678
総資産(共通資産配分後) (うち固定資産)	35,062,393 (1,090,345)	32,219,074 (177,119)	339,704 (93,715)	1,645,286 (530,280)	755,824 (258,534)	102,505 (30,698)	

令和4年度 部門別損益計算書

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	3,093,416	210,824	107,948	1,407,695	1,353,003	13,947	
事業費用	2,239,227	35,549	5,045	997,106	1,179,773	21,754	
事業総利益	854,189	175,276	102,902	410,588	173,230	▲7,808	
事業管理費	706,872	124,060	75,669	288,949	142,369	75,824	
人件費	529,308	97,789	59,676	198,281	106,414	67,148	
業務費	53,790	10,424	6,446	20,771	13,420	2,729	
諸税負担金	24,823	5,060	3,485	10,190	5,017	1,072	
施設費	95,060	9,996	5,552	58,012	16,913	4,587	
うち減価償却費	55,036	3,691	1,555	39,090	9,561	1,139	
その他事業管理費	3,892	791	511	1,695	606	289	
各事業管理費のうち 配分された共通管理費		31,263	21,531	62,966	30,998	6,622	▲153,380
うち減価償却費		524	361	1,054	519	111	▲2,569
事業利益	147,316	51,216	27,233	121,639	30,861	▲83,632	
事業外収益	23,467	4,679	3,223	9,906	4,639	1,020	
うち共通分の配分		4,679	3,223	9,424	4,639	991	▲22,956
事業外費用	1,300	265	182	534	263	56	
うち共通分の配分		265	182	534	263	56	▲1,300
経常利益	169,484	55,630	30,273	131,011	35,238	▲82,668	
特別利益	2,957	603	415	1,214	598	128	
うち共通分の配分		603	415	1,214	598	128	▲2,957
特別損失	4,107	837	577	1,686	830	177	
うち共通分の配分		837	577	1,686	830	177	▲4,107
営農指導事業配分前 税引前当期利益	168,334	55,395	30,112	130,539	35,006	▲82,718	
営農指導事業分の配分		22,682	16,162	43,874	—	▲82,718	
営農指導事業配分後 税引前当期利益	168,334	32,713	13,950	86,665	35,006		

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

令和4年度	共通管理費等	共通管理費は(均等割25%+事業総利益割75%)で全部門に配賦しています。
	営農指導事業	営農指導事業分は(均等割25%+事業総利益割75%)で配賦しています。(生活その他部門を除く)

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

		信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
令和4年度	共通管理費等	20.38%	14.04%	41.05%	20.21%	4.32%	100%
	営農指導事業	27.42%	19.54%	53.04%			100%

令和4年度 部門別資産

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通資産
事業別の総資産	35,754,445	32,316,192	68,497	1,098,396	373,687	24,048	1,873,624
総資産(共通資産配分後) (うち固定資産)	35,754,445 (1,064,181)	32,698,037 (173,681)	331,553 (91,739)	1,867,519 (510,556)	752,347 (256,988)	104,989 (31,217)	

直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

■財務・事業成績の推移（ハイライト）

（単位：百万円、口、人、％）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業収益	4,124	3,876	3,614	3,795	3,035
【信用事業収益】	234	234	222	217	211
【共済事業収益】	130	117	108	107	108
【販売事業収益】	379	341	333	352	345
【購買事業収益】	3,194	3,050	2,835	2,958	2,211
【その他の収益】	187	198	198	214	219
経常利益	72	66	108	111	169
当期剰余金（注1）	59	50	63	86	137
出資金	1,103	1,119	1,136	1,145	1,162
出資口数	2,205,957口	2,237,440口	2,271,665口	2,289,766口	2,324,594口
純資産額	2,267	2,304	2,352	2,419	2,474
総資産額	32,066	32,909	34,492	35,062	35,754
貯金等残高	28,855	29,682	31,213	31,709	32,330
貸出金残高	3,440	3,829	3,759	4,105	3,990
有価証券残高	—	—	—	—	—
剰余金配当金額	25	26	27	34	59
【出資配当の額】	11	11	11	11	11
【事業分量配当の額】	14	15	15	22	47
職員数	94人	92人	93人	91人	87人
単体自己資本比率（注2）	18.70%	18.24%	18.34%	18.55%	18.46%

※（注1）当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

※（注2）「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

信用事業データ

- ・信用事業の考え方
- ・信用事業に関する指標
- ・貸出金残高・債権残高
- ・有価証券等の時価情報
- ・貸倒引当金
- ・信用事業以外の事業の実績

信用事業の考え方

信用事業

信用事業は、貯金・融資・為替を3本柱とする、いわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

■貸出運営の考え方

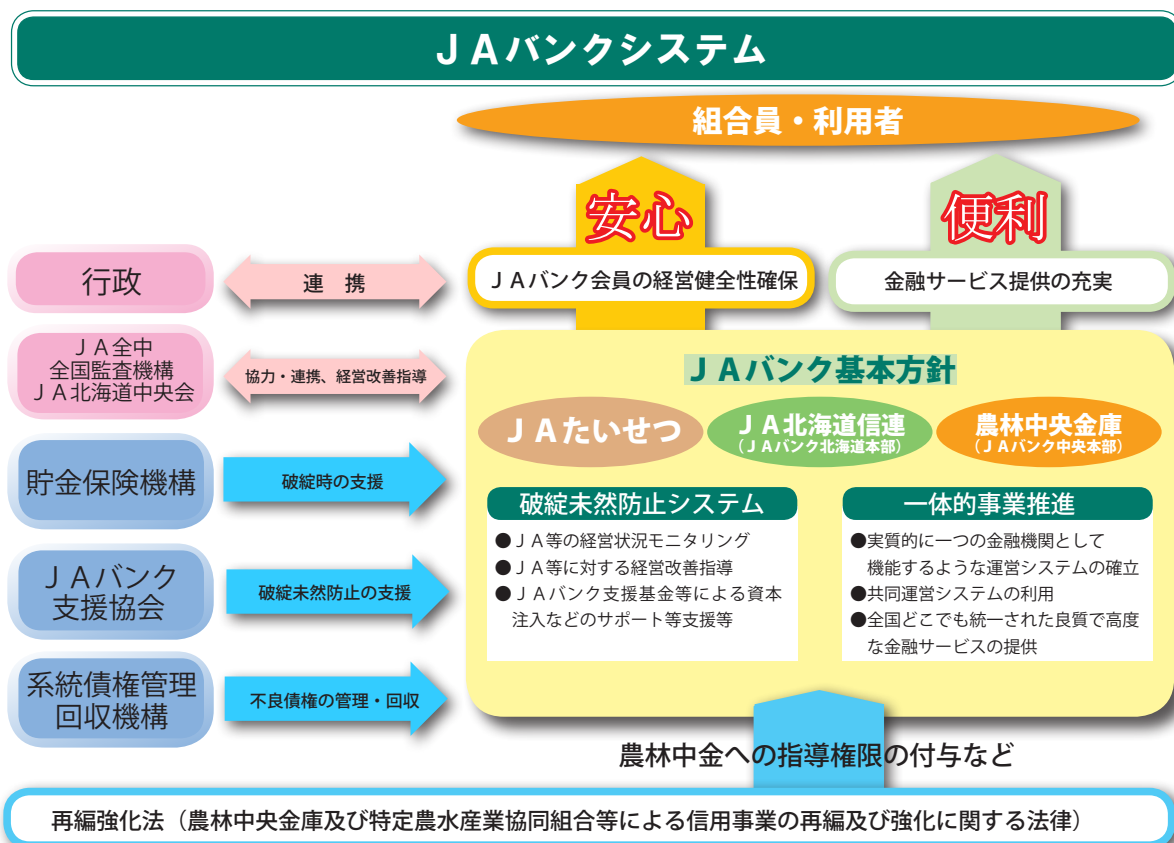
当JAでは農家生活の向上や農業生産力の増強など、農業及び地域の発展を支えるべく、組合員・地域の皆様の必要とする資金の貸出を行っております。

貸付にあたっては、組合員・地域の皆様からお預かりした貯金を原資に貸付を行っており、一部の組合員だけにかたよらないように、一組合員当たりの貸付限度額を毎年設定し、貸出先の適正な審査を実施しております。今後も組合員・地域の皆様の生活にお役に立つよう積極的に貸出業務の推進に取り組んで参ります。

■JAバンクシステムとは

JAバンクはJAバンク会員（JA・都道府県段階での信連・農林中央金庫）で構成されるグループ名です。JAバンクはグループ全体のネットワークと総合力で、組合員、利用者の皆さまに、より身近でより便利なメインバンクとなることを目指しています。

ペイオフ解禁や、金融大競争時代に対応し、より便利で安心なJAバンクになるため、全国のJA・信連・農林中央金庫の総合力を結集。JAバンク法に基づいた、実質的に「ひとつの金融機関」として活動していく新たな取組みが「JAバンクシステム」です。



■「JAバンク法（再編強化法）」とは？

「JAバンクシステム」確実に機能し、JAバンク全体としての信頼性向上のために法制度面での裏付けとして整備された法律です（正式名称「農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律」）。

この法律で、農林中金は、基本方針（自主ルール）を定め、関係団体と連携しJAバンク会員に対し必要な指導を行うこととされています。

■信用事業の状況を示す指標

●利益総括表

(単位：百万円、%)

	令和3年度	令和4年度	増減
資金運用収支	194	186	△8
役務取引等収支	8	8	0
その他信用事業収支	△27	△19	8
信用事業粗利益	176	175	△1
信用事業粗利益率	0.57%	0.56%	△0.01%
事業粗利益	789	842	53
事業粗利益率	2.28%	2.40%	△0.12%
事業純益	52	135	83
実質事業純益	52	135	83
コア事業純益	52	135	83
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	52	135	83

※注1 事業粗利益は、全事業の事業総利益の合計額に必要な調整を行った額です。

注2 信用事業粗利益は次の算式により計算しております。

[信用事業収益(その他経常収益を除く) - 信用事業費用(その他経常費用を除く) + 金銭の信託運用見合費用]

注3 信用事業粗利益率(%)は次の算式により計算しております。

[信用事業粗利益率 = 信用事業粗利益 / 信用事業資産(債務保証見返を除く)平均残高 × 100]

注4 事業粗利益率(%)は次の算式により計算しております。

[事業粗利益率 = 事業粗利益 / 総資産(債務保証見返を除く)平均残高 × 100]

●資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

	令和3年度			令和4年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	30,969	188	0.61%	31,308	178	0.57%
【うち預金】	26,989	131	0.48%	27,191	118	0.43%
【うち有価証券】	—	—	—	—	—	—
【うち貸出金】	3,980	58	1.45%	4,117	60	1.45%
資金調達勘定	31,868	7	0.02%	32,290	5	0.01%
【うち貯金・定期積金】	31,770	7	0.02%	32,209	4	0.01%
【うち借入金】	99	1	0.52%	81	0	0.54%
総資金利ざや	—	—	0.16%	—	—	0.17%

※注 総資金利ざやは、次の算式により計算しております。

[資金運用利回り - 資金調達原価(資金調達利回り + 経費率)]

経費率は、次の算式により計算しております。

[信用部門の事業管理費 / 資金調達勘定平均残高(貯金・定積 + 借入金) × 100]

信用事業に関する指標

●受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

	令和3年度増減額	令和4年度増減額
受取利息	△ 1	1
【うち貸出金】	0	1
【うち商品有価証券】	—	—
【うち有価証券】	—	—
【うちコールローン】	—	—
【うち買入手形】	—	—
【うち預け金】	△ 1	△ 0
支払利息	△ 2	△ 3
【うち貯金】	△ 2	△ 3
【うち譲渡性預金】	—	—
【うち借入金】	0	△ 0
差し引き	△ 3	△ 2

※注：増減額は前年度対比です。

●利益率

(単位：%)

	令和3年度	令和4年度	増減
総資産経常利益率	0.32%	0.48%	0.16%
資本経常利益率	5.78%	8.53%	2.75%
総資産当期純利益率	0.32%	0.48%	0.16%
資本当期純利益率	5.80%	8.48%	2.67%

※注：次の算式により計算しております。

総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100

資本経常利益率 = 経常利益 / 資本勘定平均残高 × 100

総資産当期純利益率 = 当期純利益 / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100

資本当期純利益率 = 当期純利益 / 資本勘定平均残高 × 100

■貯金に関する指標

●科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

	令和3年度		令和4年度		増減
	金額	割合	金額	割合	
流動性貯金	15,804	49.7%	16,770	52.1%	966
定期性貯金	15,785	49.7%	15,239	47.3%	△546
その他の貯金	180	0.6%	197	0.6%	17
計	31,769	100.0%	32,206	100.0%	437
譲渡性貯金	—	—%	—	—%	—
合計	31,769	100.0%	32,206	100.0%	437

※注1 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

※注2 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

●貯金科目別期末残高

(単位：百万円、%)

	令和3年度		令和4年度		増減
	金額	割合	金額	割合	
流動性貯金	15,850	50.0%	17,043	52.7%	1,193
【当座貯金】	(0)	(0.0%)	(3)	(0.0%)	(3)
【普通貯金】	(15,544)	(49.0%)	(16,725)	(51.7%)	(1,181)
【貯蓄貯金】	(306)	(1.0%)	(315)	(1.0%)	(9)
【通知貯金】	(—)	(—%)	(—)	(—%)	(—)
定期性貯金	15,686	49.5%	15,100	46.7%	△586
【定期貯金】	(15,656)	(49.4%)	(15,075)	(46.6%)	(△581)
【定積貯金】	(30)	(0.1%)	(25)	(0.1%)	(△5)
その他貯金	173	0.5%	187	0.6%	14
譲渡性貯金	—	—%	—	—%	—
合計	31,709	100.0%	32,330	100.0%	621

※注 () 内は構成比です。

●定期貯金残高

(単位：百万円、%)

	令和3年度		令和4年度		増減
	金額	割合	金額	割合	
定期貯金	15,656	100.0%	15,075	100.0%	△581
【うち固定自由金利定期】	(15,656)	(100.0%)	(15,075)	(100.0%)	(△581)
【うち変動自由金利定期】	(—)	(—%)	(—)	(—%)	(—)

※注1 固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金

※注2 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

※注3 () 内は構成比です。

●貯金者別貯金残高

(単位：百万円、%)

	令和3年度		令和4年度		増減
	金額	割合	金額	割合	
組合員貯金	22,968	72.4%	23,224	71.8%	256
組合員以外の貯金	8,741	27.6%	9,106	28.2%	365
地方公共団体	(2,973)	(9.4%)	(3,263)	(10.1%)	(290)
その他非営利法人	(800)	(2.5%)	(873)	(2.7%)	(73)
その他員外	(4,968)	(15.7%)	(4,970)	(15.4%)	(2)
合計	31,709	100.0%	32,330	100.0%	621

※注 () 内は構成比です。

貸出金残高・債権残高

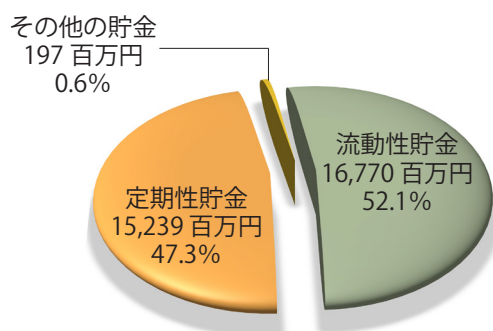
■貸出金等に関する指標

●科目別貸出金平均残高

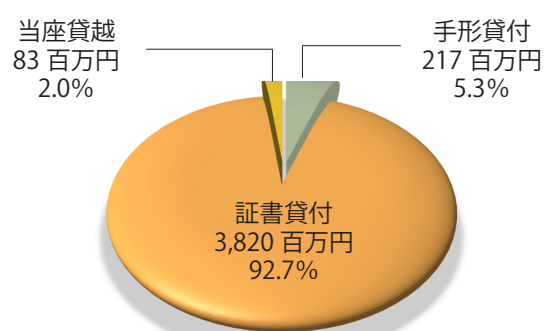
(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
手形貸付	157		217		60
証書貸付	3,728		3,820		92
当座貸越	97		83		△14
割引手形	—		—		—
合計	3,982		4,120		138

令和4年度 貯金平均残高



令和4年度 貸付金平均残高



●貸出金の金利条件別内訳

(単位：百万円、%)

	令和3年度		令和4年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
固定金利貸出	3,679	89.6%	3,613	90.6%	△66
変動金利貸出	385	9.4%	333	8.3%	△52
その他貸出	41	1.0%	44	1.1%	3
残高合計	4,105	100.0%	3,990	100.0%	△115

●貸出先別貸出金残高

(単位：百万円、%)

	令和3年度		令和4年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
組合員貸出	3,414	83.2%	3,377	84.6%	△37
組合員以外の貸出	691	16.8%	613	15.4%	△78
地方公共団体	(608)	(14.8%)	(563)	(14.1%)	(△45)
その他非営利法人	(—)	(—%)	(—)	(—%)	(—)
その他員外	(83)	(2.0%)	(50)	(1.3%)	(△33)
合計	4,105	100.0%	3,990	100.0%	△115

●貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度	増減
貯金等	65	90	25
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	—	—	—
その他担保物	—	—	—
小計	65	90	25
農業信用基金協会保証	2,835	2,859	24
その他保証	102	120	18
小計	2,937	2,979	42
信用	1,103	921	△182
合計	4,105	3,990	△115

●債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度	増減
貯金等	—	—	—
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	—	—	—
その他担保物	—	—	—
小計	—	—	—
信用	8	8	0
合計	8	8	0

●貸出金の使途別内訳

(単位：百万円、%)

	令和3年度	令和4年度	増減
設備資金残高	3,701	3,674	△27
設備資金構成比	(90.2%)	(92.1%)	
運転資金残高	404	316	△88
運転資金構成比	(9.8%)	(7.9%)	
残高合計	4,105	3,990	△115

貸出金残高・債権残高

●業種別の貸出金残高

(単位：百万円、%)

	令和3年度		令和4年度		増減
	金額	構成比	金額	構成比	
農業	2,787	(67.9%)	2,649	(66.4%)	△138
林業	—	(—%)	—	(—%)	—
水産業	—	(—%)	—	(—%)	—
製造業	3	(0.1%)	5	(0.1%)	2
鉱業	—	(—%)	—	(—%)	—
建設業	2	(0.0%)	2	(0.1%)	0
電気・ガス・熱供給・水道業	1	(0.0%)	1	(0.0%)	0
運輸・通信業	7	(0.2%)	4	(0.1%)	△3
卸売・小売・飲食業	12	(0.3%)	12	(0.3%)	0
金融・保険業	2	(0.0%)	1	(0.0%)	△1
不動産業	—	(—%)	—	(—%)	—
サービス業	89	(2.2%)	87	(2.2%)	△2
地方公共団体	609	(14.8%)	563	(14.1%)	△46
その他	593	(14.4%)	666	(16.7%)	△73
合計	4,105	(100.0%)	3,990	(100.0%)	△115

※注 () 内は構成比です

●貯貸率・貯証率

(単位：%)

		令和3年度	令和4年度	増減
貯貸率	期末	12.9%	12.3%	△0.6%
	期中平均	12.5%	12.8%	0.3%
貯証率	期末	—	—	—
	期中平均	—	—	—

※注 貯貸率(期末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100

貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100

貯証率(期末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100

貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

■ 主要な農業関係の貸出金残高

● 営農類型別貸出金残高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
農業	2,280	2,143	△ 137
穀作	(2,083)	(1,880)	(△ 203)
野菜・園芸	(26)	(30)	(4)
果樹・樹園農業	(-)	(-)	(-)
工芸作物	(-)	(-)	(-)
養豚・肉牛・酪農	(150)	(132)	(△ 18)
養鶏・鶏卵	(-)	(-)	(-)
養蚕	(-)	(-)	(-)
その他農業	(21)	(101)	(80)
農業関連団体等	-	-	-
合 計	2,280	2,143	△ 137

※注 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記の「業種別の貸出金残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

注 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

● 資金種類別貸出金残高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
プロパー資金	1,457	1,333	△ 124
農業制度資金	823	810	△ 13
農業近代化資金	(308)	(323)	(15)
その他制度資金	(515)	(487)	(△ 28)
合 計	2,280	2,143	△ 137

※注 プロパー資金とは、当JA原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

注 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

注 その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

● 受託貸付金残高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
日本政策金融公庫	374	347	△ 27
その他	27	19	△ 8
合 計	401	366	△ 35

※注 株式会社日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

貸出金残高・債権残高

■農協法及び金融再生法に基づく開示債権残高

(単位：百万円)

	債権額	保 全 額			
		担 保	保 証	引 当	合 計
令和3年度					
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—	—	—	—
危険債権	—	—	—	—	—
要管理債権	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	—	—	—	—	—
小 計	—	—	—	—	—
正常債権	4,139				
合 計	4,139	—	—	—	—
令和4年度					
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—	—	—	—
危険債権	—	—	—	—	—
要管理債権	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	—	—	—	—	—
小 計	—	—	—	—	—
正常債権	4,002				
合 計	4,002	—	—	—	—

※注1 破産更正債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

※注2 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

※注3 要管理債権

「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

※注4 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

※注5 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

※注6 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

■有価証券に関する指標

●種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度	増減
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
株式	—	—	—
外国債権	—	—	—
その他の証券	—	—	—
合計	—	—	—

※注 貸付有価証券は有価証券の種類毎に区分して記載しております。

●商品有価証券種類別平均残高

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度	増減
商品国債	—	—	—
商品地方債	—	—	—
商品政府保証債	—	—	—
貸付商品債券	—	—	—
合計	—	—	—

●有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定めなし	合計
令和3年度								
国債	—	—	—	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—	—	—
株式	—	—	—	—	—	—	—	—
外国債券	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—
貸付有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—
令和4年度								
国債	—	—	—	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—	—	—
株式	—	—	—	—	—	—	—	—
外国債券	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—
貸付有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—

有価証券等の時価情報

■有価証券の時価情報

●売買目的有価証券

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	—	—	—	—

●満期保有目的有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—	

●その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	取得価格又は償却原価	差額	貸借対照表計上額	取得価格又は償却原価	差額
時価が貸借対照表計上額が取得価格または償却原価を超えるもの	株 式	17	4	13	15	4	12
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	小 計	17	4	13	15	4	12
時価が貸借対照表計上額が取得価格または償却原価を超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
合 計	17	4	13	15	4	12	

■ 金銭の信託

● 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	—	—	—	—

● 満期保有目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
令和3年度					
満期保有目的の金銭の信託	—	—	—	—	—
令和4年度					
満期保有目的の金銭の信託	—	—	—	—	—

注1 時価は期末日における市場価格等によっております。

注2 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

● その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
令和3年度					
満期保有目的の金銭の信託	—	—	—	—	—
令和4年度					
満期保有目的の金銭の信託	—	—	—	—	—

注1 時価は期末日における市場価格等によっております。

注2 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

■ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

貸倒引当金

■貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

令和3年度						
区 分	期首残高	期中増加額	期中減少額		増減額	期末残高
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	13	14	—	13	1	14
個別貸倒引当金	—	—	—	—	—	—
合 計	13	14	—	13	1	14
令和4年度						
区 分	期首残高	期中増加額	期中減少額		増減額	期末残高
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	14	14	—	14	0	14
個別貸倒引当金	—	—	—	—	—	—
合 計	14	14	—	14	0	14

■貸出金償却額

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
貸出金償却額	—	—

■指導事業

(収入)

(単位：千円)

項 目	令和3年度	令和4年度
賦課金	10,666	10,642
実費収入	—	—
受託指導収入	4,434	3,233
営農雑収入	67	72
合 計	15,167	13,947

(支出)

(単位：千円)

項 目	令和3年度	令和4年度	
営農改善指導費	農業振興	9,801	7,688
	営農支援	384	384
	米穀販売	6,133	5,903
	青果畜産	2,609	2,375
	計	18,927	16,349
教育情報費	4,744	4,753	
営農指導雑支出	625	652	
合 計	24,296	21,754	

■販売・購買取扱高

(単位：千円)

項 目	年 度	令和3年度	令和4年度
		取扱額	取扱額
米		3,616,396	3,669,462
麦・雑穀		65,689	91,353
採種		66,340	55,445
青果物		292,894	307,532
畜産物		395,303	396,345
販売取扱高計		4,436,622	4,520,137
生産資材		926,534	965,834
燃料		1,007,006	1,100,430
車輛・機械		894,372	701,328
生産資材取扱高計		2,827,913	2,767,592

※畜産物取扱額に生乳補給金額及び集送乳調整金を含めて表示しております。

信用事業以外の事業の実績

■その他の事業 [共済]

●長期共済保有高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高
終身共済	128	19,157	140	18,533
定期生命共済	20	335	25	331
養老生命共済	156	8,247	150	7,425
こども共済	(47)	(1,754)	(24)	(1,607)
医療系				
医療共済	5	180	—	122
がん共済	—	122	—	122
定期医療共済	—	140	—	138
介護共済	3	69	3	72
年金共済	—	1,858	—	1,606
建物更生共済	1,293	14,047	1,886	14,719
合 計	1,604	44,155	2,204	43,068

注1) 金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む）を記載しています。

注2) こども共済は養老生命共済の内書を表示しております。

注3) JA共済はJA、全国共済連の双方が共済契約の元受を共同で行っており、共済契約が満期を迎えられたり、万一事故が起きた場合には、JA及び全国共済連の両者が連帯して共済責任を負うことにより、より安心してご利用いただける仕組みになっております。（短期共済についても同様です。）

注4) 認知症共済、生活障害共済、特定重度疾病共済には死亡保障がないことから、「長期共済保有高」には記載せず、後掲「介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高」に記載する。

●医療系共済の共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	0	11	0	10
	18	20	20	40
がん共済	0	3	0	3
定期医療共済	—	0	—	0
合 計	0	13	0	12
	18	20	20	41

注1) 金額は当該種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

注2) 医療共済の金額は上段に入院共済金額の金額、下段に治療共済金額を記載しております。

●介護系その他のの共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	4	99	4	102
認知症共済	—	—	—	—
生活障害共済（一時金型）	—	—	—	—
生活障害共済（定期年金型）	—	17	—	17
特定重度疾病共済	9	40	4	43
合 計	13	156	8	162

注1) 金額は当該種類ごとに共済金額を記載しています。

●年金共済の年金保有高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	21	314	5	302
年金開始後	—	220	—	210
合 計	21	535	5	512

注1) 金額は、年金年額について記載しています。

●短期共済新契約高 共済掛金

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
火災共済	24	23
自動車共済	162	157
傷害共済	9	8
賠償責任共済	0	3
自賠責共済	26	27
合 計	221	218

注1) 金額は当該共済種類ごとに保障金額を記載しています。

注2) 自動車共済、自賠責共済は掛金総額です。

注3) 「農業者賠償責任共済」は「賠償責任共済」に含めて記載しています。





開示編

自己資本データ

- ・ 自己資本の充実の状況
- ・ 信用リスク
- ・ 金利リスク

自己資本の充実の状況

■自己資本の構成に関する事項

●単体自己資本比率の状況

(単位：百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	2,375	2,407
うち、出資金及び資本準備金の額	1,145	1,162
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	1,271	1,309
うち、外部流出予定額	△ 34	△ 59
うち、処分未済持分の額	△ 7	△ 6
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計	14	14
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	14	14
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 ①	2,389	2,420
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く）の額の合計額	4	4
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	4	4
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限り）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限り）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 ②	4	4
自己資本		
自己資本の額（①－②）＝③	2,324	2,417

(単位：百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	11,394	11,593
資産（オン・バランス）項目	11,386	11,585
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によつてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く）に係るものの額		
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によつてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額		
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によつてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額		
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オフ・バランス項目	8	8
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—
中央精算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,463	1,493
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスクアセット等の額の合計額 ④	12,857	13,086
自己資本比率		
自己資本比率 ③/④=⑤	⑤ 18.55%	18.46%

注1 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。

注2 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

注3 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

自己資本比率の求め方

$$\frac{\text{自己資本額 ③ 24億 1,650万円}}{\text{リスク・アセット④ 130億 8,647万円}} = 18.46\%$$

※自己資本比率は、自己資本額を分子とし、総資産を分母として算出します。

分母となる総資産（リスク・アセット）は、資産ごとの回収リスクに応じて算出することになっていて、現金や地方公共団体貸付などの回収リスクの少ない資産は分母に入れなくてもよいことになっていますが、預金やその他の貸出金は所定の率（リスクウエイト）に応じた額を分母とする事になっています。

一般論としては、自己資本比率が高い方が損失発生の可能性のある資産に対して、自己資本という備えを多くもっていて安全性が高い事になります。

自己資本の充実の状況

■自己資本の充実度に関する事項

●信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット (標準的手法)	令和3年度			令和4年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
現金	44	—	—	86	—	—
我が国の地方公共団体向け	609	—	—	563	—	—
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	27,510	5,502	220	28,076	5,615	225
法人等向け	142	142	6	126	96	4
中小企業等向けおよび個人向け	188	118	5	187	117	5
抵当権付き住宅ローン	136	44	2	149	48	2
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	1,911	382	15	1,286	257	10
信用保証協会等による保証付	2,839	276	11	2,863	280	11
出資等	370	370	15	370	370	15
(うち出資等のエクスポージャー)	(370)	(370)	(15)	(370)	(370)	(15)
(うち重要な出資のエクスポージャー)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
上記以外	3,224	4,942	198	3,335	5,068	203
(うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	(1,157)	(2,892)	(116)	(1,157)	(2,892)	(116)
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	(31)	(78)	(3)	(28)	(71)	(3)
(うち上記以外のエクスポージャー)	(2,036)	(1,973)	(79)	(2,150)	(2,105)	(84)
標準的手法を適用するエクスポージャー計	35,063	11,394	456	35,756	11,593	464
CVAリスク相当額 ÷ 8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
信用リスクアセットの額の合計額	35,063	11,394	456	35,756	11,593	464
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 (基本的手法)	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4%	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4%
	1,463		59	1,493		60
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b = a × 4%	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b = a × 4%
	12,857		514	13,086		523

注1:「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

注2:「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

注3:「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌月から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注4:「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

注5:「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

注6:「経過措置によりリスク・アセットの額に算入となるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によるなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

注7:「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

注8:オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当JAでは基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算定方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

■信用リスクに関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R & I)
株式会社日本格付研究所 (J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (M o o d y ' s)
S & P グローバル・レーティング (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド (F i t c h)

注 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

●信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳 (単位:百万円)

信用リスク期末残高	令和3年度			令和4年度		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高		
		うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券
	35,063	4,117	—	35,756	4,002	—

●信用リスクに関するエクスポージャーの地域別の期末残高及び主な種類別の内訳

※国外のエクスポージャーは、該当ありません。

●信用リスクに関するエクスポージャーの業種別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位:百万円)

	令和3年度				令和4年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上延滞 エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上延滞 エクスポージャー	
		うち 貸出金等	うち 債券			うち 貸出金等	うち 債券		
法人	農業	489	489	—	—	493	493	—	—
	金融・保険業	27,393	—	—	—	27,970	—	—	—
	建設・不動産業	49	49	—	—	20	20	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—
	国・地方公共団体	609	609	—	—	563	563	—	—
	上記以外	1,662	136	—	—	1,654	128	—	—
	個人	2,828	2,828	—	—	2,790	2,790	—	—
	その他	2,033	8	—	—	2,265	8	—	—
	合 計	35,063	4,117	—	—	35,756	4,002	—	—

※注：信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

「その他」には、現金・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

信用リスク

●信用リスクに関するエクスポージャーの残存期間別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

	令和3年度			令和4年度		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高		
		うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券
1年以下	27,778	387	—	28,291	322	—
1年超3年以下	433	433	—	367	367	—
3年超5年以下	564	564	—	503	503	—
5年超7年以下	460	460	—	707	707	—
7年超10年以下	690	690	—	418	418	—
10年超	1,539	1,539	—	1,636	1,636	—
期限の定めのないもの	3,599	46	—	3,835	50	—
合計	35,063	4,117	—	35,756	4,002	—

※注：信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、JAの資産並びにオフ・バランス取引を含みます。「期間の定めのないもの」には、現金・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

●貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	令和3年度						令和4年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
一般貸倒引当金	13	14	—	13	14	—	14	14	—	14	14	—
個別 貸倒 引当 金	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・ サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	個人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	13	14	—	13	14	—	14	14	—	14	14	—

※注：国外のエクスポージャーに係る個別貸倒引当金は該当ありません。

●信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和3年度	令和4年度
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウエイト 0%	823	817
	リスク・ウエイト 2%	—	—
	リスク・ウエイト 4%	—	—
	リスク・ウエイト 10%	2,758	2,798
	リスク・ウエイト 20%	27,512	28,078
	リスク・ウエイト 35%	125	137
	リスク・ウエイト 50%	44	43
	リスク・ウエイト 75%	131	127
	リスク・ウエイト 100%	2,481	2,571
	リスク・ウエイト 150%	—	—
	リスク・ウエイト 250%	1,188	1,185
	その他	—	—
リスク・ウエイト 1250%	—	—	
自己資本控除額	—	—	
合計	35,063	35,756	

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
- 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
- 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	適格金融 資産担保	保 証	適格金融 資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	—	—	30	—
中小企業等向け及び個人向け	0	40	0	43
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—
上記以外	28	5	38	—
合 計	28	44	68	43

※注：「エクスポージャー」とは、資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び証券会社向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。「その他」には、現金・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手に関する事項

※該当する取引ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

※該当する取引ありません。

■ 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

● 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

- ① 子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。
- ② その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。
- ③ 系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

● 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表 計上額	時価評価額	貸借対照表 計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	1,540	1,540	1,538	1,538
合計	1,540	1,540	1,538	1,538

注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です

● 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

※該当する売却及び焼却に伴う損益はありません。

● 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(その他有価証券の評価損益等)

※該当する評価損益の額ははありません。

● 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

※該当する評価損益の額ははありません。

■金利リスクに関する事項

●金利リスクの算定手法に関する事項

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◆リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理しています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◆金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティーブ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁の定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、 Δ EVE および Δ NII に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

Δ EVEの前事業年度末からの変動要因は、長期の固定金利の貸出金の減少によるものです。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◆△EVE および△NII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理として VaR で計測する市場リスク量を算定しています。

・金利リスク計測の前提およびその意味（特に農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE および△NII と大きく異なる点

特段ありません。

金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

$$\text{金利リスク} = \text{運用勘定の金利リスク量} + \text{調達勘定の金利リスク量} (\Delta)$$

●金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク

順 番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方平行シフト	46	—	46	55
2	下方平行シフト	—	—	—	—
3	スティーブ化	36	24		
4	フラット化	22	11		
5	短期金利上昇	1	6		
6	短期金利低下	—	44		
7	最大値	36	44	46	55
		ホ		ヘ	
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	2,385		2,416	



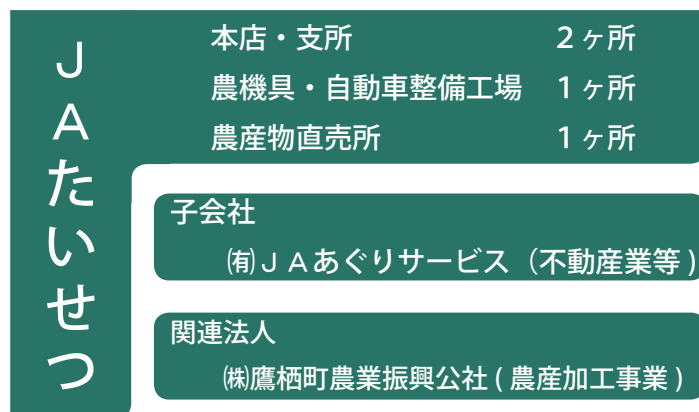
連結財務データ

- ・連結事業概況
- ・連結財務状況
 - 〔連結貸借対照表〕
 - 〔連結損益計算書〕
 - 〔連結キャッシュフロー計算書〕
 - 〔注 記 表〕
 - 〔連結剰余金計算書〕
- ・連結自己資本比率の状況

連結事業概況

■グループの概況

J Aたいせつのグループは、当J A、子会社1社、関連法人等1社で構成されています。
このうち、当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は1社です。
なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。



■子会社等について

(単位：百万円、%)

会社名	業務内容	所在地	設立年月日	資本金	組合出資比率 (組合グループ出資比率)	他の子会社等の 議決権比率
(有)JAあぐりサービス	不動産業務・農作業 受託他	旭川市東鷹栖1条3丁目 635-58	平成15年9月2日	3	96.7%	0.0%
(株)鷹栖町農業振興公社	農産物の集荷選果・ 加工販売	上川郡鷹栖町11線5号	昭和61年2月6日	180	16.7%	0.0%

■令和4年度における連結事業の概況

◆たいせつ農業協同組合（親会社）

J Aの農業方策においては、第6次地域農業振興計画の最終年に伴い、たいせつ地域の農業生産基盤の維持・強化にむけて水田をフルに活用し、水稻に加え地域の実情に即した振興作物の推進として、ハトムギや酒米の生産に取り組むことができ、地場産酒米を使用したJ AたいせつPB特別純米「はかいく」を販売することが出来ました。

しかし、今年度もコロナ禍により積極的な活動が出来ず、会議体及び巡回訪問において、直接ご意見を頂く機会がままなりませんでした。

田んぼアートフェスティバルは中止となりましたが、関係者のご協力により田植えを行い、旭川市制100年を記念した「田んぼアート」は、数多くの来場者に喜んで頂きました。

本年度の事業結果として、事業総利益では計画対比増の854,189千円となり、当期剰余金についても計画対比増の137,046千円となりました。

◆有限会社J Aあぐりサービス（子会社）

当会社は、無人ヘリ防除作業業務、不動産業務等の事業活動を行っております。

令和4年度については、無人ヘリ防除作業業務等による営業収益52,654千円、当期剰余金457千円の実績となりました。

◆連結財務の状況

当J Aグループの連結財務の状況は、信用・共済事業から経済事業資産・固定資産等の総資産額は35,752百万円、組合員や地域住民の皆様からお預かりしている貯金を含めた信用事業負債をはじめとする負債総額は33,261百万円、組合員資本を主とする純資産額は2,491百万円となりました。また、連結自己資本比率については、18.45%となりました。

連結貸借対照表

令和5年1月31日 現在

(単位：千円)

資 産 の 部			負 債 ・ 純 資 産 の 部		
科 目	令和3年度	令和4年度	科 目	令和3年度	令和4年度
(資産の部)			(負債の部)		
1. 信用事業資産	31,681,934	32,176,390	1. 信用事業負債	31,775,102	32,389,654
(1) 現金及び預金	27,434,488	28,054,961	(1) 貯 金	31,687,753	32,309,014
(2) 貸出金	4,105,073	3,989,978	(2) 借入金	2,649	1,766
(3) その他の信用事業資産	147,372	135,694	(3) その他の信用事業負債	76,855	71,016
(4) 債務保証見返	7,845	7,858	(4) 債務保証	7,845	7,858
(5) 貸倒引当金	△ 12,844	△ 12,100	2. 共済事業負債	72,430	69,942
2. 共済事業資産	121	97	(1) 共済資金	25,752	24,698
(1) その他の共済事業資産	122	97	(2) その他の共済事業負債	49,678	45,245
(2) 貸倒引当金	△ 0	△ 0	3. 経済事業負債	516,196	598,395
3. 経済事業資産	568,225	806,388	(1) 支払手形及び経済事業未払金	334,699	388,283
(1) 受取手形及び経済事業未収金	327,170	408,315	(2) その他の経済事業負債	181,498	210,112
(2) 棚卸資産	230,434	238,861	4. 設備借入金	75,098	64,375
(3) その他の経済事業資産	11,683	161,023	5. 雑負債	65,013	47,640
(4) 貸倒引当金	△ 1,062	△ 1,810	6. 諸引当金	120,856	91,488
4. 雑資産	156,137	146,233	(1) 賞与引当金	9,313	8,625
5. 固定資産	1,090,345	1,064,181	(2) 退職給付引当金	88,164	72,200
(1) 有形固定資産	1,086,241	1,060,183	(3) 役員退職慰労引当金	23,379	10,664
建物	2,044,154	2,049,864	負債の部合計	32,624,695	33,261,495
機械装置	502,751	507,251	(純資産の部)		
土地	554,056	554,056	1. 組合員資本	2,424,997	2,481,815
その他の有形固定資産	738,789	756,255	(1) 出資金	1,144,883	1,162,297
減価償却累計額	△ 2,753,510	△ 2,807,245	(2) 利益剰余金	1,286,984	1,325,920
(2) 無形固定資産	4,104	3,998	(3) 処分未済持分	△ 6,870	△ 6,403
その他の無形固定資産	4,104	3,998	2. 評価・換算差額等	9,750	8,364
6. 外部出資	1,535,936	1,534,021	(1) その他有価証券評価差額金	9,750	8,364
(1) 外部出資	1,536,936	1,535,021	3. 非支配株主持分	651	666
(2) 外部出資等損失引当金	△ 1,000	△ 1,000	純資産の部合計	2,435,398	2,490,845
7. 繰延税金資産	27,395	25,030	負債・純資産の部合計	35,060,093	35,752,340
資産の部合計	35,060,093	35,752,340			

連結財務状況

連結損益計算書

自 令和4年2月1日 至 令和5年1月31日

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
1. 事業総利益	875,675	905,135
(1) 信用事業収益	217,334	210,821
資金運用収益	201,782	191,011
(うち預金利息)	(929)	(631)
(うち受取奨励金)	(129,658)	(117,379)
(うち貸出金利息)	(57,855)	(59,648)
(うちその他受入利息)	(13,340)	(13,352)
役務取引等収益	11,426	11,093
その他経常収益	4,125	8,718
(2) 信用事業費用	42,013	35,549
資金調達費用	7,352	4,586
(うち貯金利息)	(6,790)	(4,134)
(うち給付補填備金繰入)	(1)	(1)
(うち借入金利息)	(515)	(435)
(うちその他支払利息)	(45)	(16)
役務取引等費用	3,123	2,820
その他経常費用	31,538	28,142
(うち貸倒引当金繰入額・戻入益)	(927)	(△744)
信用事業総利益	175,321	175,272
(3) 共済事業収益	106,405	107,054
共済付加収入	98,049	98,787
その他の収益	8,355	8,267
(4) 共済事業費用	5,149	5,045
共済推進費及び共済保全費	1,705	1,634
その他の費用	3,443	3,411
共済事業総利益	101,256	102,008
(5) 購買事業(農業関連)収益	991,727	857,596
購買品供給高	926,482	824,591
購買手数料	—	5,128
その他の収益	65,245	27,877
(6) 購買事業(農業関連)費用	874,387	729,211
購買品供給原価	840,684	700,919
購買品配達費	693	665
その他の費用	33,010	27,627
購買事業(農業関連)総利益	117,340	128,385
(7) 購買事業(燃料機械)収益	1,965,739	1,352,269
給油・整備購買品供給高	1,900,646	1,274,045
給油・整備購買手数料	—	13,512
その他の収益	65,092	64,712
(8) 購買事業(燃料機械)費用	1,803,109	1,179,773
給油・整備購買品供給原価	1,738,932	1,114,590
給油配達費	19,897	18,969
その他の費用	44,280	46,254
購買事業(燃料機械)総利益	162,629	172,496

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
(9) 販売事業収益	351,619	345,098
販売手数料	136,262	139,962
その他の収益	215,356	205,136
(10) 販売事業費用	190,684	175,226
販売費	22,021	19,648
その他の費用	168,663	155,578
販売事業総利益	160,935	169,872
(11) その他事業収益	266,202	271,525
(12) その他事業費用	108,008	114,424
その他事業総利益	158,194	157,101
2. 事業管理費	784,393	757,182
(1) 人件費	589,103	558,401
(2) その他事業管理費	195,290	198,781
事業利益	91,282	147,954
3. 事業外収益	22,760	23,467
(1) 受取雑利息	58	60
(2) 受取出資配当金	16,435	16,525
(3) その他の事業外収益	6,267	6,882
4. 事業外費用	1,012	1,300
(1) 支払雑利息	10	9
(2) その他の事業外費用	1,002	1,291
経常利益	113,030	170,121
5. 特別利益	6,810	2,957
(1) その他の特別利益	6,810	2,957
6. 特別損失	6,450	4,107
(1) 固定資産処分損	0	0
(2) 固定資産圧縮損	6,000	2,957
(3) その他の特別損失	450	1,150
税引前当期利益	113,390	168,971
7. 法人税・住民税及び事業税	24,044	3,797
8. 法人税等調整額	1,344	27,671
9. 法人税等合計	25,387	31,467
当期利益	88,003	137,504
10. 非支配株主に帰属する当期利益	56	15
当期剰余金	87,947	137,489

連結財務状況

■連結キャッシュ・フロー計算書（間接法）

自令和4年2月1日 至令和5年1月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	備 考
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	168,971	この数字を基礎（スタート）として、以下の項目を加減算する
減価償却費	56,232	キャッシュの減少を伴わない費用のため加算
役員退職慰労引当金の増減額	△ 12,715	引当金の増加（減少）は、加算（減算）
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△ 8	引当金の増加（減少）は、加算（減算）
賞与引当金の増減額（△は減少）	△ 687	引当金の増加（減少）は、加算（減算）
退職給付に関する負債の増減額（△は減少）	△ 15,965	引当金の増加（減少）は、加算（減算）
信用事業資金運用収益	△ 191,011	資金運用は別に総額記載するため、収益額を減算
信用事業資金調達費用	4,586	資金調達は別に総額記載するため、費用額を加算
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 16,585	利息収入等は別に総額記載するため、収益額を減算
支払雑利息	9	利息支出は別に総額記載するため、費用額を加算
固定資産売却損益（△は益）	1,196	固定資産の取引は別に総額記載するため、加減算
固定資産除去損（△は減少）	△ 1,196	
固定資産圧縮損	2,957	非資産項目の損益を加減算
一般補助金	△ 2,957	非資産項目の損益を加減算
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増（△）減	115,095	貸出金の増加（減少）は、減算（加算）
預金の純増（△）減	△ 459,000	貸出金の増加（減少）は、減算（加算）
貯金の純増減（△）	621,261	貯金の増加（減少）は、加算（減算）
信用事業借入金の純増減（△）	△ 883	借入金の増加（減少）は、加算（減算）
その他の信用事業資産の純増（△）減	12,180	資産の増加（減少）は、減算（加算）
その他の信用事業負債の純増減（△）	△ 3,571	負債の増加（減少）は、加算（減算）
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済資金の純増減（△）	△ 1,055	負債の増加（減少）は、加算（減算）
その他の共済事業資産の純増（△）減	25	資産の増加（減少）は、減算（加算）
その他の共済事業負債の純増減（△）	△ 1,433	負債の増加（減少）は、加算（減算）
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増（△）減	△ 81,145	資産の増加（減少）は、減算（加算）
棚卸資産の純増（△）減	△ 8,427	資産の増加（減少）は、減算（加算）
支払手形及び経済事業未払金の純増減（△）	53,584	負債の増加（減少）は、加算（減算）
その他の経済事業資産の純増（△）減	△ 149,339	資産の増加（減少）は、減算（加算）
その他の経済事業負債の純増減（△）	28,614	負債の増加（減少）は、加算（減算）
(その他の資産及び負債の増減)		
未払消費税等の増減（△）額	3,004	負債の増加（減少）は、加算（減算）
その他の資産の純増（△）減	9,916	資産の増加（減少）は、減算（加算）
その他の負債の純増減（△）	4	負債の増加（減少）は、加算（減算）
信用事業資金運用による収入	190,611	資金運用収入によるキャッシュの増加の総額
信用事業資金調達による支出	△ 6,956	資金調達支出によるキャッシュの減少の総額
事業分量配当金の支払額	△ 22,430	事業分量配当によるキャッシュの減少の総額
小 計	292,882	
雑利息及び出資配当金の受取額	16,585	利息・受取配当収入によるキャッシュの増加の総額
雑利息の支払額	△ 9	利息支出によるキャッシュの減少の総額
法人税等の支払額	△ 21,177	法人税等の支払いによるキャッシュの減少の総額
事業活動によるキャッシュ・フロー	288,281	J A の事業遂行によるキャッシュの増加（減少）の総額

(単位：千円)

科 目	金 額	備 考
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
補助金の受入れによる収入	2,957	補助金の受入によるキャッシュの増加の総額
固定資産の取得による支出	△ 28,872	固定資産の取得によるキャッシュの減少の総額
固定資産の売却による収入	△ 1,196	固定資産の売却によるキャッシュの減少の総額
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 27,110	J Aの有価証券、固定資産、外部出資の取得等によるキャッシュの増加(減少)の総額。
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入金の返済による支出	△ 10,723	借入金の返済によるキャッシュの減少の総額
出資の増額による収入	41,292	出資金の増加によるキャッシュの増加の総額
出資の払戻しによる支出	△ 26,411	出資金の減少によるキャッシュの減少の総額
持分の譲渡による収入	6,870	処分未済持分によるキャッシュの増加の総額
持分の取得による支出	△ 6,870	処分未済持分によるキャッシュの減少の総額
出資配当金の支払額	△ 11,324	出資配当によるキャッシュの減少の総額
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 7,166	借入金、出資増減、出資配当によるキャッシュの増加(減少)の総額。事業活動と財務活動のキャッシュフローの調整機能
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	為替差益(差損)はキャッシュの増減を伴わないため減算(加算)
5 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	254,005	「1」～「4」の合計額。「6」と「7」の差額に一致する。
6 現金及び現金同等物の期首残高	393,488	期首におけるキャッシュの残高
7 現金及び現金同等物の期末残高	647,493	期末におけるキャッシュの残高

- ※ この計算書におけるキャッシュとは「現金、当座預金、普通預金、通知預金」である。
- ※ 「資産の増加(減少)は減算(加算)」とは、税引前当期利益に含まれないキャッシュの減少(増加)のため、同利益に減算(加算)するもの。
- ※ 「負債の増加(減少)は減算(加算)」とは、税引前当期利益に含まれないキャッシュの増加(減少)のため、同利益に加算(減算)するもの。
- ※ 利息の収入支出、有価証券の取引などは、関係損益を税引前当期利益から控除したうえで、キャッシュの増減を総額で記載している。

■令和3年度 連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- (1) 連結の範囲に関する事項
 - ① 連結される子会社・子法人等 1社 有限会社 JAあぐりサービス
 - ② 非連結子会社・子法人等 該当ありません。
- (2) 持分法の適用に関する事項
 - ① 持分法適用の関連法人等 該当ありません。
 - ② 持分法非適用の関連法人等 1社 株式会社 鷹栖町農業振興公社
持分法非適用の関連法人等は、当年度純損益（持分に見合う額）および剰余金（持分に見合う額）から見て持分法の適用から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。
- (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項
 - ① 連結される子会社・子法人等の決算日は次のとおりです。
1月末日 1社
 - ② 当組合及び連結される全ての子会社の決算日は、毎年1月末日であります。連結される子会社は、それぞれの決算日の財務諸表により、必要な調整を行い連結しております。
- (4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項
当JAの出資と子会社の資本との連結に伴う子会社の資産と負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
- (5) のれんの償却方法及び償却期間
連結子会社等の設立時に100%取得しているため、のれんは発生しておりません。
- (6) 剰余金処分項目等の取扱に関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基いて作成しております。
- (7) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっております。

2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法
 - ② その他有価証券
時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）
時価のないもの 総平均法による原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
購入品 売価還元法による原価法（値下額及び値下取消額を除外した売価還元法の原価率を適用）
販売品 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産
定率法（但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備除く）及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。
 - ② 無形固定資産
定額法。
- (4) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている経理規程、償却・引当基準により次のとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権、及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。
上記以外の債権については、今後の予想損失額等を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来損失発生に係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しております。
すべての債権は、資産査定要領および自己査定マニュアルに基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

- ② 外部出資等損失引当金
当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。
- ③ 賞与引当金
職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
- ④ 退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。
- ⑤ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しております。
- (5) 収益及び費用の計上基準
- ① 生乳委託販売に係る収益の計上基準
生乳の委託販売は、売上計算書が到達した日をもって収益の認識をしております。
- (6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- (7) 記載金額の端数処理
記載金額は千円未満を四捨五入して表示しており、切り捨てられた科目については「0」で表示しております。
- (8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項
- ① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について
当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。
ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。
- ② 共同計算について
共同計算の会計処理については、共同計算販売勘定の借方に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上し、共同計算販売勘定の貸方に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しており、年度末の共同計算販売勘定の残高は、貸借対照表の経済受託債権に計上しております。
- (追加情報)
改正企業会計基準第24号会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用に伴い、事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法及び共同計算に関する事項をその他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項に記載しております。

3. 表示方法の変更

- (1) 会計上の見積り開示会計基準の適用初年度
新設された農業協同組合法施行規則第126条の3の2にもとづき、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年3月31日）を適用し、当事業年度より繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損に関する見積りに関する情報を「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。

4. 会計上の見積りに関する注記

- (1) 繰延税金資産の回収可能性
- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 31,123千円（繰延税金負債との相殺前）
- ② その他の情報
繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。
次年度以降の課税所得の見積りに関する情報は、令和2年3月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。
しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
- (2) 固定資産の減損
- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額はありません。
- ② その他の情報
資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することによ

り、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和2年3月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表関係

(1) 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額の累計額は1,130,607千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 275,650千円 機械装置 799,550千円 その他有形固定資産 55,407千円

(2) 担保に供されている資産

以下の資産は鷹栖町指定金融機関公金事務に係る担保に供しております。

定期預金 3,000千円

(3) 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事および監事に対する金銭債権の総額 18,000千円

なお、注記すべき金銭債権・金銭債務は、農協法35条の2第2項の規定により理事会の承認が必要とされる取引を想定しており、以下の取引は除いて記載しております。

イ 金銭債権については、総合口座取引における当座貸越、貯金を担保とする貸付金（担保とされた貯金総額を超えないものに限る）、その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ロ 金銭債務については、貯金、共済契約その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ハ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。）の給付

(4) 貸出金に含まれるリスク管理債権

リスク管理債権（破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権、条件緩和債権）はありません。

なお、「破綻先債権」とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税施行令第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金であって破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金です。

「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金（破綻先債権及び延滞債権を除く）です。

「貸出条件緩和債権」とは、債務者の再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。

6. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員などへ貸付け、残った余裕金を北海道信用農業協同組合連合会等へ預けております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融資産は、主として組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

借入金、組合員への就農支援資金に対する転貸借入とした北海道からの借入金及び組合員の共同利用施設であるライスセンターの増強工事のために借入れた、鷹栖町過疎対策事業債からの借入金です。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、融資審査課が与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ. 市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.25%下落したものと想定した場合には、経済価値が14,163千円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

ハ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には（時価に代わるものを含む）、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 ①	時 価 ②	差 額 ③=②-①
預 金	27,390,914	27,391,374	460
貸出金(*1)	4,107,860	—	—
貸倒引当金(*2)	△ 12,854	—	—
貸倒引当金控除後	4,095,006	4,279,037	184,032
経済事業未収金	287,854	—	—
貸倒引当金(*3)	△ 1,020	—	—
貸倒引当金控除後	286,834	286,834	—
外部出資	17,161	17,161	—
資 産 計	31,789,915	31,974,407	184,492
貯 金	31,687,753	31,691,581	3,827
借入金(*4)	77,747	77,747	—
経済事業未払金	334,699	334,699	—
負 債 計	32,110,199	32,104,027	3,827

(*1) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員福利厚生貸付金2,787千円を含めております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*4) 借入金には、貸借対照表上別に計上している設備借入金75,098千円を含めております。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

イ. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、OIS（金利スワップ取引の一種で、変動金利として一定期間の翌日物金利の加重平均（複利計算）と約定時に定めた固定金利を交換するもの）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ. 外部出資

株式は東京証券取引所の価格によっております。

ハ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

連結財務状況

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をOISで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

二、経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

イ、貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ、借入金および設備借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ハ、経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

- ③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資(*1)	1,519,775
外部出資等損失引当金	1,000
引当金控除後	1,518,775

(*1) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

- ④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	27,390,914	—	—	—	—	—
貸出金(*1)	965,371	539,401	445,330	361,481	295,793	1,500,485
経済事業未収金	287,854	—	—	—	—	—
計	28,644,139	539,401	445,330	361,481	295,793	1,500,485

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 38,094 千円については「1年以内」に含めております。

- ⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	26,956,874	2,257,156	2,235,906	63,399	174,420	—
借入金	883	883	883	—	—	—
設備借入金	10,723	10,725	10,726	10,727	10,729	21,468
計	26,968,480	2,268,763	2,247,515	74,126	185,149	21,468

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しております。

7. 有価証券関係

有価証券には「外部出資」に含まれる株式が含まれております。

- (1) 有価証券の時価、評価差額に関する事項

- ① その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

種類	取得原価又は 償却原価	貸借対照表 計上額	差額	
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えるもの	株式 (雪印メグミルク株)	3,683	17,161	13,478

なお、上記評価差額から繰延税金負債 3,728 千円を差し引いた額 9,750 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

8. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、(一財)全国農林漁業団体共済会との契約によるJA退職金給付制度を採用しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(2) 退職給付引当金の期末残高と期末残高調整表

期首における退職給付引当金	△92,805 千円	
① 退職給付費用	△24,337 千円	
② 退職給付の支払額	10,035 千円	
③ 特定退職共済制度への拠出金	18,943 千円	
調整額合計	4,640 千円	①～③の合計
期末における退職給付引当金	△88,164 千円	期首+調整額

(3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

① 退職給付債務	△444,569 千円	
② 特定退職共済制度 (JA全国共済会)	356,405 千円	
③ 未積立退職給付債務	△88,164 千円	①+②
④ 貸借対照表計上額純額	△88,164 千円	③
⑤ 退職給付引当金	△88,164 千円	

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

① 勤務費用の額	24,337 千円	
② 臨時に支払った割増退職金	200 千円	
合計	24,537 千円	①+②

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金6,407千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、75,450千円となっております。

9. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	24,386千円
減損損失	6,823千円
賞与引当金	2,576千円
役員退職慰労引当金	6,467千円
その他	3,918千円
繰延税金資産 小計	44,170千円
評価性引当額	△13,047千円
繰延税金資産 合計(A)	31,123千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△3,728千円
繰延税金負債 合計(B)	△3,728千円
繰延税金資産の純額 (A)+(B)	27,395千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等負担率との間の重要な差異

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.61%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.02%
事業分量配当金	△5.59%
住民税均等割等・事業税率差異等	2.41%
評価性引当額の増減	△0.84%
その他	△0.01%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.24%

令和4年度 連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社・子法人等 1社 有限会社 JAあぐりサービス
- ② 非連結子会社・子法人等 該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の関連法人等 該当ありません。
- ② 持分法非適用の関連法人等 1社 株式会社 鷹栖町農業振興公社
持分法非適用の関連法人等は、当年度純損益（持分に見合う額）および剰余金（持分に見合う額）から見て持分法の適用から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

- ① 連結される子会社・子法人等の決算日は次のとおりです。
1月末日 1社
- ② 当組合及び連結される全ての子会社の決算日は、毎年1月末日であります。連結される子会社は、それぞれの決算日の財務諸表により、必要な調整を行い連結しております。

(4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

当JAの出資と子会社の資本との連結に伴う子会社の資産と負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

連結子会社等の設立時に100%取得しているため、のれんは発生しておりません。

(6) 剰余金処分項目等の取扱に関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっております。

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法
- ② その他有価証券

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの 総平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品 売価還元法による原価法（値下額及び値下取消額を除外した売価還元法の原価率を適用）

販売品 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備除く）及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。

② 無形固定資産

定額法。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている経理規程、償却・引当基準により次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権、及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額等を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来損失発生に係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しております。

すべての債権は、資産査定要領および自己査定マニュアルに基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

② 外部出資等損失引当金

当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

③ 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

④ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

① 収益認識関連

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日改正)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日)(以下、収益認識に関する会計基準等)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

・ 購買事業(農業関連・燃料機械)

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・ 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・ 保管事業

組合員が生産した農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。保管料についてはこの利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。出入庫料については、この利用者等に対する履行義務は、農産物の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・ 利用、農機利用、コンバイン、共同乾燥事業

共同乾燥施設・温湯消毒等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(7) 記載金額の端数処理

記載金額は千円未満を四捨五入して表示しており、切り捨てられた科目については「0」で表示しております。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料または整備購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

なお、直売所事業収益のうち、当組合が代理人として販売に関与している場合には純額で収益を認識しておりますが、販売にかかる手数料については直売所事業収益に含んでおります。

③ 共同計算について

共同計算の会計処理については、共同計算販売勘定の借方に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上し、共同計算販売勘定の貸方に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しており、年度末の共同計算販売勘定の残高は、貸借対照表の経済受託債権に計上しております。

3. 会計方針の変更

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、収益認識に関する会計基準等を当事業年度の期首から適用しており、以下の通り会計処理方法の一部を見直しています。なお、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

(収益の計上時期の変更)

約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、当組合は、従来一時点で収益を計上していた取引の一部について、履行義務の充足をもって収益を計上するように変更しております。

この結果、当事業年度の購買事業収益が 4,637 千円減少し、購買事業総利益が 4,637 千円減少しております。これにより、事業収益が 4,637 千円減少し、事業利益、経常利益及び税引前当期利益がそれぞれ 4,637 千円減少しております。

(全道共計等に委託した販売事業の収益を共計全体の進捗率を用いて認識)

販売事業のうち全道共計等へ委託して販売する米、麦及び大豆について、従来は集荷した時点で収益を認識しておりましたが、全道共計等の販売実績進捗率に基づき収益を認識する方法に変更しております。

この結果、当事業年度の販売事業収益が 6,056 千円増加し、販売事業総利益が 6,056 千円増加しております。これにより、事業収益が 6,056 千円増加し、事業利益、経常利益及び税引前当期利益がそれぞれ 6,056 千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高が 64,798 千円減少しております。

(代理人取引について、収益の計上を総額から純額に変更)

約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

この結果、当事業年度の購買事業収益が 126,366 千円、購買事業費用が 126,366 千円減少、整備事業収益が 513,467 千円、整備事業費用が 513,467 千円減少、販売事業収益が 29,240 千円、販売事業費用が 29,240 千円減少しております。これにより事業収益が 669,073 千円、事業費用が 669,073 千円減少しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日）第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

4. 表示方法の変更

(1) 経済事業未収収益及び前受収益の表示区分の変更

収益認識会計基準等の適用により、当年度より従来雑資産に計上していた経済事業未収収益を経済事業資産のその他の経済事業資産に計上しております。同様に、従来雑負債に計上していた経済事業前受収益を経済事業負債のその他の経済事業負債として計上しております。

5. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前）28,229 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額はありません。

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 13,965 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ 算定方法

「重要な会計方針」のうち「引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

ロ 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

ハ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

6. 連結貸借対照表関係

(1) 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額の累計額は 1,133,565 千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 276,669 千円 機械装置 799,550 千円 その他有形固定資産 57,345 千円

(2) 担保に供されている資産

以下の資産は鷹栖町指定金融機関公金事務に係る担保に供しております。

定期預金 3,000 千円

(3) 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事および監事に対する金銭債権の総額 3,000 千円

なお、注記すべき金銭債権・金銭債務は、農協法 35 条の 2 第 2 項の規定により理事会の承認が必要とされる取引を想定しており、以下の取引は除いて記載しております。

イ 金銭債権については、総口座取引における当座貸越、貯金を担保とする貸付金（担保とされた貯金総額を超えないものに限る）、その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ロ 金銭債務については、貯金、共済契約その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ハ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。）の給付

(4) 債権のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

リスク管理債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額）はありません。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

7. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員などへ貸付け、残った余裕金を北海道信用農業協同組合連合会等へ預けております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融資産は、主として組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

借入金金は、組合員への就農支援資金に対する転貸借入とした北海道からの借入金及び組合員の共同利用施設であるライスセンターの増強工事のために借入れた、鷹栖町過疎対策事業債からの借入金です。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、融資審査課が与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.45%下落したものと想定した場合には、経済価値が13,856千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ、資金調達に係る流動性リスクの管理

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には（時価に代わるものを含む）、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	27,968,805	27,959,378	△ 9,427
貸出金	3,989,978	—	—
貸倒引当金 (* 1)	△ 12,100	—	—
貸倒引当金控除後	3,977,878	4,082,505	104,627
経済事業未収金	366,671	—	—
貸倒引当金 (* 2)	△ 1,261	—	—
貸倒引当金控除後	365,410	365,410	—
外部出資	15,246	15,246	—
資 産 計	32,327,339	32,422,539	95,200
貯 金	32,309,014	32,287,845	△ 21,169
借入金 (* 3)	66,141	66,141	—
経済事業未払金	388,283	388,283	—
負 債 計	32,763,438	32,742,270	△ 21,169

(* 1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(* 2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(* 3) 借入金には、貸借対照表上別に計上している設備借入金 64,375 千円を含めております。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、OIS（金利スワップ取引の一種で、変動金利として一定期間の翌日物金利の加重平均（複利計算）と約定時に定めた固定金利を交換するもの）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ. 外部出資

株式は東京証券取引所の価格によっております。

ハ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利息の合計額を OIS で割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

ニ. 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

イ. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを OIS で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ. 借入金および設備借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を OIS で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ハ. 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：千円)

貸借対照表計上額	
外部出資	1,519,775
外部出資等損失引当金	1,000
引当金控除後	1,518,775

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	27,968,805	—	—	—	—	—
貸出金（*1）	872,422	501,178	419,319	350,858	286,746	1,559,456
経済事業未収金	366,671	—	—	—	—	—
計	29,207,898	501,178	419,319	350,858	286,746	1,559,456

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 42,686 千円については「1年以内」に含めております。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金（*1）	27,783,409	2,034,065	2,093,465	171,822	246,949	—
借入金	883	883	—	—	—	—
設備借入金	10,725	10,726	10,727	10,729	10,730	10,738
計	27,795,017	2,045,674	2,104,193	182,551	257,679	10,738

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しております。

8. 有価証券関係

有価証券には「外部出資」に含まれる株式が含まれております。

(1) 有価証券の時価、評価差額に関する事項

① その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

種 類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの 株 式 (雪印メグミルク㈱)	3,683	15,246	11,563

なお、上記評価差額から繰延税金負債 3,198 千円を差し引いた額 8,364 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

9. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、J A 全国共済会との契約による J A 退職金給付制度を採用しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	△ 88,164 千円	
① 退職給付費用	△ 23,493 千円	
② 退職給付の支払額	22,135 千円	
③ 特定退職金共済制度への拠出金	<u>17,322 千円</u>	
調整額合計	15,965 千円	①～③の合計
期末における退職給付引当金	△ 72,200 千円	期首 + 調整額

(3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

① 退職給付債務	△380,847 千円	
② 特定退職金共済制度（J A 全国共済会）	<u>308,647 千円</u>	
③ 未積立退職給付債務	△ 72,200 千円	①+②
④ 貸借対照表計上額純額	△ 72,200 千円	③
⑤ 退職給付引当金	△ 72,200 千円	

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

① 勤務費用の額	23,493 千円	
② 臨時に支払った割増退職金	<u>950 千円</u>	
合計	24,443 千円	①+②

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 5,883 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 4 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、67,349 千円となっています。

10. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	19,970 千円
減損損失	6,704 千円
賞与引当金	2,386 千円
役員退職慰労引当金	2,950 千円
その他	5,664 千円
繰延税金資産 小計	37,675 千円
評価性引当額	△ 9,446 千円
繰延税金資産 合計 (A)	28,229 千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 3,198 千円
繰延税金負債 合計 (B)	△ 3,198 千円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	25,030 千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等負担率との間の重要な差異

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.40%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.83%
事業分量配当金	△ 7.78%
住民税均等割等・事業税率差異等	1.78%
評価性引当額の増減	△ 2.14%
その他	0.50%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.59%

11. 収益認識に関する注記

(1) 収益認識を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

12. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

(1) キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっております。

連結自己資本の充実の状況

■連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
(資本剰余金の部)		
1. 資本剰余金期首残高	—	—
2. 資本剰余金増加高	—	—
3. 資本剰余金減少高	—	—
4. 資本剰余金期末残高	—	—
(利益剰余金の部)		
1. 利益剰余金期首残高	1,225,541	1,286,984
2. 利益剰余金増加高	87,947	72,690
当期剰余金	87,947	137,489
遡及適用による影響額	—	△ 64,798
3. 利益剰余金減少高	26,504	33,754
出資配当金	11,220	11,324
事業分量配当金	15,284	22,430
4. 利益剰余金期末残高	1,286,984	1,325,920

■連結自己資本比率の状況

令和5年1月末における連結自己資本比率は、18.45%となりました。
連結自己資本比率は、組合員の普通出資による資本調達を行っております。

項 目	内 容
発行主体	たいせつ農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本にかかる基礎的項目に算入した額	1,162百万円（前年度 1,145百万円）

■自己資本の構成に関する事項

●連結自己資本比率の状況

(単位：千円)

項 目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本額	2,391,794	2,423,559
うち、出資金及び資本準備金の額	1,144,883	1,162,297
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	1,287,535	1,326,486
うち、外部流出予定額	△ 33,754	△ 58,822
うち、処分未済持分の額	△ 6,870	△ 6,403
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	13,974	13,965
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	13,974	13,965
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
公的機関による資本増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額	① 2,405,767	2,437,524
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く）の額の合計額	4,104	3,998
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	4,104	3,998
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額金であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額	② 4,104	3,998
自己資本		
自己資本の額（①－②）＝③	③ 2,401,663	2,433,526

連結自己資本の充実の状況

(単位：千円)

項 目	令和3年度	令和4年度
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	11,391,290	11,591,157
資産（オン・バランス）項目	11,383,444	11,583,299
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットの額に算入されることとなったものの額のうち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く)に係るものの額	—	—
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットの額に算入されることとなったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額	—	—
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットの額に算入されることとなったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額	—	—
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オフ・バランス項目	7,845	7,858
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—
中央精算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,571,942	1,594,186
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスクアセット等の額の合計額 ④	12,963,532	13,185,343
自己資本比率		
自己資本比率 ③/④=⑤	⑤	18.52% 18.45%

注1 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

注2 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

注3 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

自己資本比率の求め方

$$\frac{\text{自己資本額 ③ } 24 \text{ 億 } 3,353 \text{ 万円}}{\text{リスク・アセット④ } 131 \text{ 億 } 8,534 \text{ 万円}} = 18.45\%$$

※自己資本比率は、自己資本額を分子とし、総資産を分母として算出します。

分母となる総資産(リスク・アセット)は、資産ごとの回収リスクに応じて算出することになっていて、現金や地方公共団体貸付などの回収リスクの少ない資産は分母に入れなくてもよいことになっていますが、預金やその他の貸出金は所定の率(リスクウエイト)に応じた額を分母とする事になっています。

一般論としては、自己資本比率が高い方が損失発生の可能性がある資産に対して、自己資本という備えを多くもっていて安全性が高い事になります。

資料編

報告資料

- ・ 役員等の報酬体系
 - 〔役員〕
 - 〔職員等〕
 - 〔その他〕
- ・ 財務諸表の正確性等にかかる確認
- ・ 沿革〔トピックス〕
- ・ ディスクロージャー誌の
記載項目〔開示根拠法令〕について

役員

■対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

■役員報酬等の種類、支払総額および支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支給総額 (注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員 (注1) に対する報酬等	27	3

(注1) 対象役員は、理事11名、監事3名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2) 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額)によっています。

なお、基本報酬には、使用人兼務役員の使用人の報酬等を含めております。

■対象役員の報酬等の決定等について

●役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会(正組合員〔総代〕から選出された委員8人で構成)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。

また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

●役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金支給規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

職員等

■対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当JAの職員及び当JAの主要な連結子法人等の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当JAの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度の主要な連結子法人等の役職員において、対象職員等に該当するものはおりませんでした。

■報酬等の種類、支払総額および支払方法について

当JAの職員の報酬等は、給与、賞与及び退職給与となっており、それぞれ理事会で定めた給与規程等に基づき、給与については毎月所定の支給日に、賞与については6月・10月・12月に、退職金については退職後速やかに職員指定の口座に振り込みの方法で現金支給しています。

また、当JAの主要な連結子法人等の役職員の報酬等の種類及び支払方法も当JAの役員又は職員の報酬等に準じています。

令和4年度における対象職員等に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

(単位：百万円)

対象職員（注1）に対する報酬等	支給総額（注2）		
	報酬・給与等	賞与	退職慰労金・退職金
当JAの職員	37	11	5
主要な連結子会社等の役職員	—	—	—

（注1）対象職員等に該当する者は、当JAの職員8人、当該の主要な連結子法人等の役職員0人です。（いずれも当期に退職した者を含みます）。

（注2）賞与及び退職慰労金・退職金については、本年度に実際の支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額）によっています。

（注3）「主要な連結子法人等」とは、当JAの連結子法人等のうち、当JAの連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社及び経営上重要な連結子法人をいいます。

（注4）「同等額」は、令和4年度に当JAの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

（注5）「当JAの業務及び財産の状況に重要な影響を与えるもの」は、参事・各部門長職に携わるものを対象としています。

■報酬等の決定等について

当JAの職員の給与は、年令を基準とする本人給並びに職務および職務遂行能力を基準とした職能給を併せた基本給と各種の役職と生活補助のための付加級（諸手当）からなっています。

賞与は、基本給をベースに労使交渉を踏まえて設定した月数を乗じて決定しており、退職給与は、基本給に勤続年数に応じた支給率を乗じて得た額により算定しています。

いずれも労使交渉を踏まえて理事会が決定する給与規程、退職給与規程の定めるところに従って決定・管理されます。

なお、当JAの主要な連結子法人等の役職員の報酬等の決定等は、当JAの役員又は職員の報酬等の決定等に準じています。

その他

当JAの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。

したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

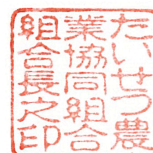
確 認 書

1. 私は、当JAの令和4年2月1日から令和5年1月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
2. この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和5年5月

たいせつ農業協同組合

代表理事組合長 相澤 峰基



JAたいせつの沿革

平成 15 年	2 月	たいせつ農業協同組合 設立 旭川市内の東鷹栖農協と鷹栖町の鷹栖農協の 2 農協が合併 愛称を「JAたいせつ」とする
平成 16 年	10 月	JAたいせつオリジナル米「JAたいせつ米」販売開始
平成 17 年	4 月	東鷹栖セルフスタンドオープン
平成 18 年	6 月	田んぼアート スタート
平成 19 年	3 月	水稻種子の温湯消毒をスタート
	4 月	鷹栖セルフスタンドオープン
平成 20 年	1 月	A コープ東鷹栖店 閉店
	8 月	A コープ鷹栖店 閉店
平成 21 年	9 月	たいせつ農産物直売所オープン
平成 23 年	7 月	お米ジェラート「愛すご飯」販売開始
平成 24 年	5 月	「愛すご飯」日本農業新聞一村逸品金賞受賞
平成 26 年	8 月	生産履歴・GAP・耕地システム導入
平成 27 年	7 月	全国田んぼアートサミット in 北海道 開催
	8 月	JAたいせつ玄米入り緑茶販売開始
	10 月	鷹栖支所事務所 新築完成披露式
平成 29 年	6 月	ライスセンター増強工事竣工式・祝賀会
平成 31 年	1 月	東北・北海道地区 JA 青年大会 最優秀賞受賞
令和 3 年	7 月	田んぼアート見晴台開放



第 20 回通常総代会にて

令和4年度のあゆみ

2022
令和4年

2 月 16 日	JAたいせつ「稲穂の里」協議会 定期総会
3 月 30 日	農協事業懇談会
4 月 8 日	第 19 回 通常総代会
29 日	JAたいせつPB特別純米「はかいく」販売開始
6 月 2 日	令和4年産米出荷契約推進
14 日	肥料推進
21 日	共済一斉推進
30 日	JAたいせつ新規就農者激励状贈呈式
7 月 8 日	ライスセンター操業「安全大会」
22 日	生産資材高騰対策等基本農政確立緊急全国大会
9 月 5 日	令和4年産米全量出荷推進
11 月 22 日	独占禁止法に係る職員研修会
12 月 2 日	JA職員と青年部の意見交流会
1 月 6 日	役員年頭挨拶・コンプライアンス研修会
26 日	農協事業地区別懇談会
31 日	決算棚卸

2023
令和5年



令和4年度 新規就農者激励会にて



JA職員と青年部の意見交流会にて

理事会	14 回
監事会	13 回
農事組合長会議	3 回
自治監査	4 回
中央会内部監査	4 回
みのり監査法人監査	5 回

ディスクロージャー誌 記載項目〔開示根拠法令〕について

このディスクロージャー資料は「農業協同組合法施行規則」並びに「金融庁告示 農林水産省告示」の規定に基づいて作成しています。なお、同規則、告示に規定する開示項目は次のとおりです。

■ 単 体

〔農業協同組合法施行規則 第204条関係〕

イ 概況及び組織に関する事項

- (1) 業務の運営の組織
- (2) 理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名
- (3) 会計監査人設置組合にあつては、会計監査人の氏名又は名称
- (4) 事務所の名称及び所在地
- (5) 特定信用事業代理業者に関する事項

ロ 主要な業務の内容

- (1) 主要な業務の内容

ハ 主要な業務に関する事項

- (1) 直近の事業年度における事業の概況
- (2) 直近の5事業年度における主要な業務の状況
 - (I) 経常収益（事業の区分ごとの事業収益及びその合計）
 - (II) 経常利益又は経常損失
 - (III) 当期剰余金又は当期損失金
 - (IV) 出資金及び出資口数
 - (V) 純資産額
 - (VI) 総資産額
 - (VII) 貯金等残高
 - (VIII) 貸出金残高
 - (IX) 有価証券残高
 - (X) 単体自己資本比率
 - (XI) 剰余金の配当の金額
 - (XII) 職員数
- (3) 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標として別表第4の上欄に掲げる項目の別に応じ同表の下欄に定める記載事項

〔別表第4〕

項 目	記 載 事 項
主要な業務の状況を示す指標	1 事業粗利益及び事業粗利益率
	2 資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支
	3 資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや
	4 受取利息及び支払利息の増減
	5 総資産経常利益率及び資本経常利益率
	6 総資産当期純利益率及び資本当期純利益率
貯金に関する指標	1 流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高
	2 固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高
貸出金等に関する指標	1 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高
	2 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高
	3 担保の種類別（貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証その他保証及び信用の区分をいう。）の貸出金残高及び債務保証見返額
	4 用途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の貸出金残高
	5 主要な農業関係の貸出実績
	6 業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合
	7 貯貸率の期末値及び期中平均値

有価証券に関する事項	1 商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。）の平均残高
	2 有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国国債及び外国株式その他の証券の区分をいう。次号において同じ。）の残存期間別の残高
	3 有価証券の種類別の平均残高
	4 貯証率の期末値及び期中平均値

ニ 業務の運営に関する事項

- (1) リスク管理の体制
- (2) 法令遵守の体制
- (3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況
- (4) 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

ホ 組合の直近の2事業年度における財産の状況

- (1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書
- (2) 債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額
 - (I) 破綻更生債権及びこれらに準ずる債権
 - (II) 危険債権
 - (III) 三月以上延滞債権
 - (IV) 貸出条件緩和債権
 - (V) 正常債権
- (3) 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額（※当JAは該当無し）
- (4) 自己資本の充実の状況
- (5) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
 - (I) 有価証券
 - (II) 金銭の信託
 - (III) デリバティブ取引（※当JAは該当無し）
 - (IV) 金融等デリバティブ取引（※当JAは該当無し）
 - (V) 有価証券関連店頭デリバティブ取引（※当JAは該当無し）
- (6) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
- (7) 貸出金償却の額
- (8) 会計監査人設置組合にあっては、法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨

■ 単 体

〔自己資本の充実の状況に関する開示項目（金融庁告示 農林水産省告示）〕

イ 開示項目

- (1) 自己資本の構成に関する開示事項
- (2) 安定的開示事項
 - (I) 自己資本調達手段の概要
 - (II) 組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要
 - (III) 信用リスクに関する事項
 - (IV) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
 - (V) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスク管理の方針及び手続の概要
 - (VI) 証券化エクスポージャーに関する事項
 - (VII) オペレーショナル・リスクに関する事項
 - (VIII) 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
 - (IX) 金利リスクに関する事項
- (3) 定量的開示事項
 - (I) 自己資本の充実度に関する事項
 - (II) 信用リスクに関する事項
 - (III) 信用リスク削減手法に関する事項
 - (IV) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
 - (V) 証券化エクスポージャーに関する事項
 - (VI) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項
 - (VII) 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区分ごとの額
 - (VIII) 金利リスクに関する事項

■ 連 結（組合及び子会社等）

〔農業協同組合施行規則 第 205 条関係〕

イ 組合及びその子会社等の概況

- (1) 組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成
- (2) 組合の子会社等に関する事項
 - (I) 名称
 - (II) 主たる営業所又は事務所の所在地
 - (III) 資本金又は出資金
 - (IV) 事業の内容
 - (V) 設立年月日
 - (VI) 組合が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合
 - (VII) 組合の 1 の子会社等以外の子会社等が有する当該 1 の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合

ロ 組合及びその子会社等の主要な業務につき連結したもの

- (1) 直近の事業年度における事業の概況
- (2) 直近の 5 連結会計年度における主要な業務の状況
 - (I) 経常収益（事業の区分ごとの事業収益及びその合計）
 - (II) 経常利益又は経常損失
 - (III) 当期利益又は当期損失
 - (IV) 純資産額
 - (V) 総資産額
 - (VI) 連結自己資本比率

ハ 直近の 2 連結会計年度における財産の状況につき連結したもの

- (1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書
- (2) 債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額
 - (I) 破綻更生債権及びこれらに準ずる債権
 - (II) 危険債権
 - (III) 三月以上延滞債権
 - (IV) 貸出条件緩和債権
 - (V) 正常債権
- (3) 自己資本の充実の状況
- (4) 事業の種類ごとの事業収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの

■ 連 結（組合及び子会社等）

〔自己資本の充実の状況に関する開示項目（金融庁告示 農林水産省告示）〕

イ 開示項目

- （１）自己資本の構成に関する開示事項
- （２）定性的開示事項
 - （Ⅰ）連結の範囲に関する事項
 - （Ⅱ）自己資本調達手段の概要
 - （Ⅲ）連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要
 - （Ⅳ）信用リスクに関する事項
 - （Ⅴ）信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
 - （Ⅵ）派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
 - （Ⅶ）証券化エクスポージャーに関する事項
 - （Ⅷ）オペレーショナル・リスクに関する事項
 - （Ⅸ）出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
 - （Ⅹ）金利リスクに関する事項
- （３）定量的開示事項
 - （Ⅰ）その金融機関等であって組合の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額
 - （Ⅱ）自己資本の充実度に関する事項
 - （Ⅲ）信用リスクに関する事項
 - （Ⅳ）信用リスク削減手法に関する事項
 - （Ⅴ）派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
 - （Ⅵ）証券化エクスポージャーに関する事項
 - （Ⅶ）出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項
 - （Ⅷ）信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区分ごとの額
 - （Ⅸ）金利リスクに関する事項

当JAに関する情報はホームページ、Instagram、Facebookでもご紹介しています。



<http://www.jataisetu.or.jp/>

<https://www.instagram.com/jataisetu/>



<https://www.facebook.com/jataisetu/>



DISCLOSURE 2023



たいせつ農業協同組合 DISCLOSURE 2023

発行 令和5年5月

たいせつ農業協同組合 総務部

〒071-8101

北海道旭川市東鷹栖1条3丁目635番地の58

TEL：0166-57-2311 FAX：0166-57-2364